第4期宇都宮市 障がい福祉サービス計画

平成27年3月 宇都宮市



はじめに

宇都宮市では、平成25年度に「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定し、基本理念として掲げた「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと安心して暮らせる 共生社会の実現」を目指して、福祉・教育・保健・医療・雇用環境の整備など、幅広い分野にわたる、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進しています。



また、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」においては、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲に難病等が追加され、障がい児支援の強化、グループホームの一元化、相談支援の充実など、障がい者等に対する支援の拡充が盛り込まれ、今後も制度の改正が予定されています。

このような中、本市では、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化に対応 し、障がい者の身近な地域で暮らしを支援する障がい福祉サービス、相談支援 及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、障がい福祉サービス等の利 用者や事業者に対するアンケート調査、当事者団体との意見交換などを踏まえ、 「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」を策定しました。

この計画では、障がいのある人の自立を促進するため、第3期計画に引き続き、地域生活への移行や一般就労への移行についての目標を設定するとともに、 基幹相談支援センターを中核とした地域生活支援拠点等の整備を推進していく こととしています。

今後とも、障がい福祉サービス等を利用されている方を始め、サービス事業者、保健・医療・福祉関係者などの御理解と御協力をいただきながら、この計画を着実に推進し、障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスなどの提供体制の充実に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重な御意見、御助言を頂きました宇都宮市社会福祉審議会や宇都宮市自立支援協議会の委員の皆様を始め、アンケート調査や意見交換会、パブリックコメントに御協力をいただいた多くの市民や事業者、関係団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成27年3月 宇都宮市長 佐藤 栄一



目 次

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績・課題等・・・・・3 1 障がい者施策に係る法改正等の動向 2 本市の障がい者等の状況 3 アンケート調査結果の概要 4 関係団体との意見交換会結果の概要 5 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績 6 課題の総括
第3章 計画の基本理念等・・・・・・・・・・・・・・・・25 1 計画の基本理念 2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方
第4章 平成29年度の目標値の設定・・・・・・・・・・281 福祉施設の入所者の地域生活への移行2 地域生活支援拠点等の整備3 福祉施設から一般就労への移行等
 第5章 障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び見込量確保の方策・34 1 訪問系サービス 2 日中活動系サービス 3 居住系サービス 4 相談支援系サービス 5 障がい児支援系サービス 6 障がい福祉サービス事業所
第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項・・・・・・・・・・・42 1 必須事業の種類及び量の見込み等 2 その他の事業の種類及び量の見込み等
第7章 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料編 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·



第1章 計画の概要

1 策定の目的

本市では、障がいのある人が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生き生きと安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、平成26年3月に「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定したところですが、このプランに掲げた目標等を達成するため、各種施策・事業の計画的な推進に取り組む必要があります。

このような中、障害者総合支援法においては、障がい者の身近な地域で暮らしを支援する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、市町村に障がい福祉計画の策定が義務付けられていることから、第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の計画期間(平成24年度~26年度)の終了に伴い、新たに「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」を策定します。

2 計画の位置付け

「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」に掲げる障がい福祉サービス等の 実施計画,及び障害者総合支援法第88条第1項に規定する「障害福祉サー ビス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体 制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保す るための基本的な指針」(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)(以下, 国の基本指針)に即し,「市町村障害福祉計画」として策定します。

※障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他 この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(「市町村障害福祉計画」 という。)を定めるものとする。



第4次宇都宮市障がい者福祉プラン(H26~29)

障がい者施策全般にわたる総合的な施策を定めた計画



プランに掲げる「障がい福祉サービスの充実」を 具現化する実施計画として推進

第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画(H27~29)

障がい福祉サービスの安定的な確保を図るための計画

【計画の主な内容】

- ・国の基本指針に基づき,「目標値」を設定
- ・地域の実情を踏まえた「サービス見込量及び見込量の確保 策」を設定



障害者総合支 援法第88条 に基づく国の 基本指針

3 計画期間

平成27年度から29年度までの3か年とします。



第2章 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績・課題等

1 障がい者施策に係る法改正等の動向

(1) 障がい者制度改革の推進

障害者権利条約の締結に必要な制度改革を推進するため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」が設置されました。また、平成22年6月に、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定されました。

我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図り,障害の有無にかかわらず,相互に個性の差異と多様性を尊重し,人格を認め合う共生社会を実現しすること

(2)「障害者基本法」の改正(平成23年8月)

障がい者の定義が、「障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けるもの」(社会モデルの考え方に基づくもの)と見直されました。

また、障がい者がその社会的障壁の除去を必要とし、そのための負担が過重でない場合には、必要な措置を実施しなければならないとする「合理的配慮」の規定、障がい者への差別の禁止や手話を言語の一つと位置付け、意思疎通の手段について選択の機会が確保されることなどが盛り込まれました。

(3) 生活支援の分野

①「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ

就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指し、身体・知的・精神の3障がい一元化による福祉サービス体系を再編した「障害者自立支援法」が施行されました(平成18年)。また、発達障がい者が障害者自立支援法の対象となることが明確化され(平成22年)、「改正 障害者自立支援法」が施行されました(平成24年)。

その後、制度の谷間のない支援を提供するため、障がい者の定義に新たに 難病等を追加し、障がい福祉サービスの対象とする「障害者総合支援法」が 施行されました(平成25年)。また、障害者総合支援法においては、「障害程 度区分」が「障害支援区分」に改められました。



さらに、障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ることを目的として、児童福祉法が改正されました(平成24年)。従来の障がい種別で分かれていた障がい児施設を、通所による支援を「障がい児通所支援(児童発達支援等)」、入所による支援を「障がい児入所を援(障がい児入所施設)」にそれぞれ一元化し、障がい児通所支援の実施主体が市町村とされました。これにより障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能となりました。また、放課後支援の充実を図るための「放課後等デイサービス」、障がいがあっても保育所等の利用ができるよう「保育所等訪問支援」といった学齢児を対象としたサービスが創設されました。

- ②「障害者虐待防止法」の施行(平成24年) 市町村に障がい者虐待対応の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」の設置が義務付けられました。
- ③「障害者差別解消法」の成立(平成25年) 障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や,社会的障壁を取り除 くための合理的配慮の提供などについて規定されています。(平成28年4月 施行)

(4) 雇用・就業の分野

①「障害者雇用促進法」の一部改正(平成25年)

法定雇用率が引き上げ(民間企業 1.8%⇒2.0%に引き上げ)となり、平成 30年4月から、精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に追加されます。

また、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)について規定されています。

②「障害者優先調達推進法」の成立(平成24年)

市は、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し公表することを規定しています。

(5)教育・育成の分野

①「学校教育法施行令」の改正(平成25年)

障がいのある児童生徒が年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、インクルーシブ教育を推進するため、就学基準に該当す



る障がいのある子どもが,原則,特別支援学校に就学するという,従来の就 学決定の仕組みが改められました。

②「子ども・子育て支援法」の成立(平成24年)

子ども・子育て支援事業計画において、障がい児も含めた支援体制づくりへ の積極的な取組が要請されています。

(6)「障害者権利条約」の批准

障がい者が人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の尊厳の尊重を 促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について 規定されており(平成26年2月19日発効)、障がい者の権利の実現に向けた 取組の一層の強化、人権尊重についての国際協力の一層の推進を図ることと されています。

2 本市の障がい者等の状況

(1) 人口と障がい者手帳所持者の状況

本市における障がい者手帳所持者は、年々増加傾向にあり、特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者の伸び率が高い傾向にあります。また、障がい者手帳所持者の本市人口に占める割合は、平成26年3月31日で4.01%となっています。

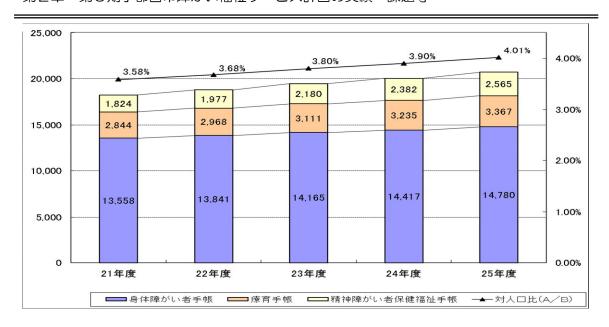
なお、平成25年度の「障害者白書」によれば、全国の障がい者の数は、身体障がい者366万3千人、知的障がい者54万7千人、精神障がい者323万3千人で、国民のおよそ6%となっています。

<障がい者手帳所持者の推移>

単位:人

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
身体障がい者手帳	13,558	13,841	14,165	14,417	14,780
療育手帳	2,844	2,968	3,111	3,235	3,367
精神障がい者保健福祉手帳	1,824	1,977	2,180	2,382	2,565
手帳所持者合計(A)	18,226	18,786	19,456	20,034	20,712
宇都宮市人口(B)	508,775	511,041	512,470	514,181	516,033
対人口比(A/B)	3.58%	3.68%	3.80%	3.90%	4.01%



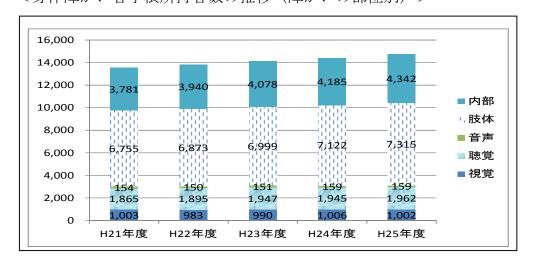


(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、平成26年3月31日現在で14,780人となっています。障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く(7,315人)、全体の半数を占めています。

また、障がいの等級別にみると、重度の障がい者(1・2級)が全体の45%程度で推移しており、その内訳は内部障がい(心臓・じん臓・肝臓など)が約45%で最も多く、次いで肢体不自由が36%となっています。

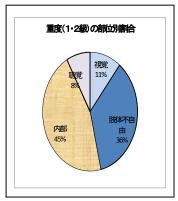
<身体障がい者手帳所持者数の推移(障がいの部位別)>





<身体障がい者手帳 障がい等級別の推移>

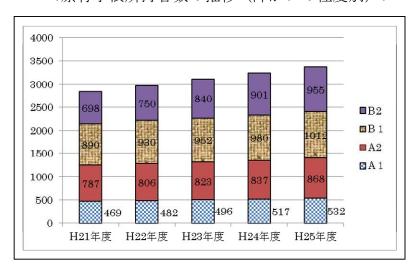


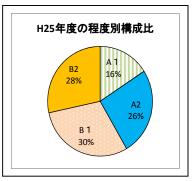


(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数も,他の手帳所持者同様に年々増加傾向にあり,平成26年3月31日現在で3,300人を超え,特にB2(IQ50~70程度の軽度知的障がい)の手帳所持者の伸び率が高くなっています。

<療育手帳所持者数の推移(障がいの程度別)>





※療育手帳の区分

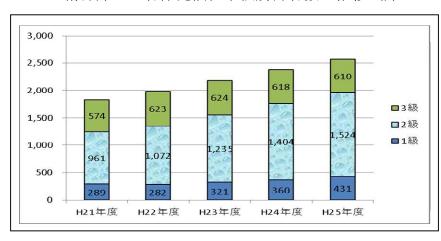
	$\overline{}$	生活能力	できない				できる
IQ			a		b	С	d
Ι	(IQ	~20)		Α1	最重原	度知的障害	
П	(IQ	21~35)		A2	重度失	0的障害	
Ш	(IQ	36~50)		В1	中度5	0的障害	
IV	(IQ	51~70)		B2	軽度5	0的障害	

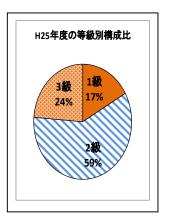


(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は,近年特に増加傾向にあり,平成 26 年 3 月 31 日現在で 2,500 人を超え,特に 2 級 (日常生活に著しい支障がある)の手帳所持者の伸び率が高く,手帳所持者の約 6 割程度を占めています。

<精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移(障がいの等級別)>





(5) 難病患者等の状況

本市では、難病患者等に対する特定疾患患者福祉手当を支給しており(市が 指定する81疾患)、受給者数は増加傾向にあります。

平成25年4月施行の「障害者総合支援法」により、障がいの定義に難病等(対象130疾患)が加わり、手帳の有無に係わらず、障がい支援区分の認定などの手続を経て障がい福祉サービスを利用できることとなりました。

特定疾患患者福祉手当の受給者数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者数	4, 059 人	4, 307 人	4, 488 人	4, 664 人	4, 812 人

(6)発達障がい、高次脳機能障がいのある人の状況

発達障がいのある人,高次脳機能障がいのある人については,栃木県の「とちぎリハビリテーションセンター」が専門の相談窓口となっており,発達障がいに関する市民の関心の高まりや,高次脳機能障がいの認知度の広がりなどから,相談件数は増加傾向にあります。



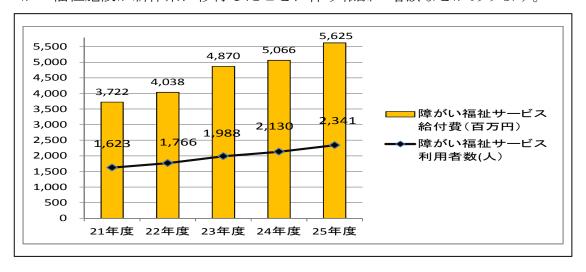
とちぎリハビリテーションセンターにおける相談件数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
高次脳機能障がい	261 件	324 件	372 件
発達障がい	1, 012 件	1, 136 件	1, 125 件

(7) 障がい福祉サービスの利用状況

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用者数は増加傾向にあり、平成21年度から平成25年度にかけて約40%増加し、2,341人となっています。障がい者の社会参加の促進に伴い、生活や自立のための訓練や就労への継続的な支援を行う日中活動系のサービスが年々増加しており、平成25年度では全体の約7割を占めています。

障がい福祉サービスの提供に係る経費は、平成21年度から平成25年度では約70%増加しており、主な要因として、障がい福祉サービスの利用者数の増加のほか、「障害者自立支援法」の施行に伴うサービス体系の再編により、障がい福祉施設が新体系に移行したことに伴う報酬の増額などがあります。



3 アンケート調査結果の概要

障がい福祉サービス等利用者・事業者向けアンケートを平成26年6月にそれ ぞれ実施し、以下のような意向等を得られました。

(1) 障がい福祉サービス等利用者向けアンケート

○ 地域生活への移行について



- ・入所施設から地域生活への移行希望
- → 「今のまま入所施設で生活したい」(70.2%),「家族と一緒に生活したい」 (12.5%),「グループホームなどを利用したい」(11.5%)
- ・地域生活への移行に必要な支援
- → 「経済的な負担の軽減」(69.7%),「必要な在宅サービスなどが適切に受けられること」(67.7%),「障がい者に適した住居の確保」(59.7%),「相談する相手が身近にいること」(56.4%)
- 一般就労への移行について
 - ・現在の仕事における今後の意向
 - → 「工賃(賃金)の額に関係なく、現在行っている仕事を続けていきたい」 (64.7%)、「一般就労していないが、健常者と一緒に働きたいと考えている (12.5%)
- 障がい福祉サービスについて
 - ・障がい福祉サービスの満足度
 - → 「就労移行支援」(39.4%)・「短期入所」(40.8%) が低調
 - ・今後、充実してほしいサービス
 - → 「相談機能の充実」(46.0%)

(2) 障がい福祉サービス等事業者向けアンケート

- 地域生活への移行について(移行に必要な支援)
 - → 「地域住民の正しい理解や協力」(75.0%),「地域の相談支援体制の充 実」・「日中活動の場の充実(就労、訓練の場・余暇活動など)」(65.7%)
- 一般就労への移行(障がい者の就労に必要な支援)
 - → 「施設・事業所と企業とのつながり・情報交換」(76.3%),「障がい者雇用に対する企業の積極的な取組」(69.5%)
- 障がい福祉サービス(事業運営上の課題)
 - → 「スタッフ (人材) の確保 (76.0%)・育成 (72.7%)」

4 関係団体との意見交換会結果の概要

障がい福祉関係団体(6団体)と意見交換会を平成26年6月から7月に実施し、以下のようなご意見等を得られました。



- 地域生活への移行
 - → 住み慣れた地域で生活できるグループホームの充実,地域における障がい者への理解促進が必要である。
- 一般就労への移行
 - → 企業における障がいや障がい者への理解,職場での支援が必要である。
- 障がい福祉サービスについて
 - ・訪問系サービス
 - → ホームヘルパーなどの支援員、看護師などの専門職の確保が必要である。
 - ・日中活動系サービス
 - → 短期入所について、緊急時に利用できる空きベッドが必要である。
 - ・居住系サービス
 - → 日中に通所する施設から近いグループホームが必要である。
 - ・ 障がい児系サービス
 - → 必要なサービスや相談を身近な場所で受けられる体制が必要である。
- 地域生活支援事業
 - → どこに何を相談すればよいのか分かるよう, 一元化した窓口の設置が必要である。
 - → 成年後見人制度を理解するための周知・啓発が必要である。

5 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績

(1)数值目標

数値目標は、障がい者の地域生活への移行及び一般就労への移行を促進する ため、国の基本指針、第2期計画の実績等を踏まえ策定しています。

ア 施設入所者の地域生活への移行

【進捗状況】

① 入所施設から地域生活への移行者数

平成 26 年度末時点で, 平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者(484人)の概ね 22%(108人)が地域生活に移行することを目指します。



年 度	H18∼H22	Н23	H24	H25	目標値 (H26 末)	達成率	評価
地域移行者数 (累計)	77 人	84 人	101 人	103 人	108 人	95. 4 %	順調

② 施設入所者の削減数

平成 26 年度末時点で, 平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者(484人)から 19.2%(93人)削減します。

	H17.	Н23.	H24.	H26.	目標値	達成率	評価
	10. 1	10. 1	10. 1	3. 31	(H26 末)		
施設入所者数	484 人	410 人	406 人	397 人	391 人	93.5 %	旧五三田
(削減数)		(△74人)	(△78人)	(△87人)	(△93人)	93. J %	順調

※評価基準

平成 26 年度の目標値に対する平成 25 年度の実績を評価 (本市の行政評価の 基準を参考)

[90%以上] …順調, [65%以上 90%未満] …概ね順調,

[65%未満] …やや遅れている と評価

【取組内容・評価・課題等】

- ・施設入所者の中で,グループホーム等への移行が可能な障がい者に対して,個別指導・訓練を行うなど,地域生活が可能な施設入所者の地域移行に取り組んでいます。
- ・①入所施設から地域生活への移行者数,②施設入所者の削減数について, 障害者自立支援法の施行に伴い,旧法施設から新体系の施設への移行が進 みグループホームの数が増えたことなどにより,概ね目標を達成できる見 込みです。近年は,グループホームの数が増えていないこと(平成24年度:56箇所→平成25年度:56箇所),施設入所者に占める重度障がい者 の割合の増加(障がい支援区分5・6に該当する障がい者の割合 平成24年度:72.6%→平成26年度:78.2%)などから,地域移行者数の伸びは やや停滞しています。



・今後とも,目標値の達成に向け,地域移行の促進に努めていく必要があります。

イ 福祉施設から一般就労への移行

(※福祉施設とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業所)

【進捗状況】

① 福祉施設から一般就労への移行者数

平成 26 年度において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援等のサービスを活用し、一般就労へ移行する者を 32 人とします。

年度	H21	H22	Н23	H24	H25	目標値 (H26 末)	達成率	評価
一般就労移 行者数	12 人	13 人	29 人	39 人	40 人	32 人	125.0 %	順調

② 就労支援事業の利用者数

平成 26 年度末における福祉施設利用者 (1,615 人) のうち, 就労移行支援事業を利用する者 (140 人) の割合を 8.7%とし, 就労継続支援事業の利用者 (554 人) のうち, 就労継続支援事業 A型を利用する者 (97 人) の割合を 17.5%とします。

項目	H25	目標値 (H26 年 度末)	達成率	評価
福祉施設(※)利用者に占める就 労移行支援事業利用者の割合	5.9 %	8.7 %	67.8 %	概ね 順調
				川只司川
就労継続支援(A型+B型)の利用者の割合	24.9 %	17.5 %	142.3 %	順調
用者に占めるA型利用者の割合	24. 9 90	11.0 /0	142. 5 %	川只司内

福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者の割合

就労移行支援事業利用者数 92 人…①

福祉施設利用者数 1,622 人…② ①/②=5.9 %

就労継続支援(A型+B型)の利用者に占めるA型利用者の割合

就労継続支援A型利用者数 149 人…①

就労継続支援B型利用者数 449 人…② ①/①+②=24.9 %



【取組内容・評価・課題等】

- ・福祉施設から一般就労に移行した障がい者の人数については、「就労継続 支援A型事業所」が増加(平成24年度:3箇所→平成25年度:14箇所) したことや、自立支援協議会「就労支援部会」において、研修会や就労 希望者の相談会を実施したことなどにより、目標値を上回っています。
- ・就労移行支援事業利用者の割合については、特別支援学校卒業者における一般就労が増加(平成23年度:35.0%→平成24年度44.9%)したことなどから、就労移行支援事業所の利用者が減少したため、低調な状況です。
- ・就労継続支援A型利用者の割合については、就労継続支援A型事業所が 増加したことに伴い、利用者が大幅に伸びていることから目標値を上回っ ています。
- ・今後とも、一般就労への支援の充実を図るため、障がい者自立支援協議会就労支援部会を活用し、関係機関や企業との意見交換を行いながら、 就労に係る課題や就労支援策の検討を進める必要があります。

(2) 障がい福祉サービス等

障がい福祉サービス等の必要見込量等は、国の基本指針に基づき、第2期計画中における利用者数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して利用者数及び量の見込みを設定しています。

(※障がい福祉サービスの実績について,平成24年度は平成25年3月時点の 実績,平成25年度は平成26年3月時点の実績を掲載しています)



ア 訪問系サービス

【進捗状況】

サービス種別		H24				H25	H26	= 1. / 1	
		見込み	実績	達成	見込み	実績	達成	見込み	評価
居宅介護	利用量								柵去
重度訪問介護	(時間分	19, 994	15, 241	76.2 %	22, 282	16, 591	74.5 %	24, 851	概ね 順調
同行援護	/月)						1 1 1 1 1		川只司内
行動援護	利用人						 		
重度障害者等	数(人分	568	488	85.9 %	633	638	100.8%	706	順調
包括支援	/月)						1 1 1 1 1		

※評価基準

平成 25 年度の達成状況を評価(本市の行政評価の基準を参考)

[90%以上] …順調, [65%以上 90%未満] …概ね順調,

[65%未満] …やや遅れている と評価

【取組内容・評価・課題等】

- ・訪問系サービスは、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して 行う「居宅介護」が平成25年度において、利用量の約70%、利用人数の 約80%を占めています。
- ・利用量について、「居宅介護」は、障がい者の範囲が拡大したことに伴い、利用者の生活パターンに合わせた適切な支援を行うため、必要に応じて1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者ひとりひとりに必要な利用量を支給決定しています。また、視覚障がい者の外出を支援する「同行援護」は、障害者自立支援法の地域生活支援事業の一事業である「移動支援事業」から、平成23年10月に同法の障がい福祉サービスのひとつに位置付けられましたが、サービス提供事業所が増えなかったことから、「同行援護」の実績が見込みを下回ったと考えられます。これらを要因として、訪問系サービス全体の実績が見込みを下回っています。
- ・利用人数について、「同行援護」の利用人数が見込みを下回っているものの、「居宅介護」の利用人数が伸びていることから、平成25年度時点で概



ね見込みどおりの実績となっています。

・今後も、利用者に対する必要な利用量を見込み、適切なサービス提供に 努めていく必要があります。

イ 日中活動系サービス

【進捗状況】

ш.	ゴラ 種 回		H24			H25		H26	≅π /≖
7 -1	ごス種別	見込み	実績	達成	見込み	実績	達成	見込み	評価
生活介護	利用量(人日分/月)	14, 754	17, 188	116.5 %	15, 278	16, 878	110.5 %	15, 727	順調
護	利用人数	789	826	104. 7 %	817	880	107. 7 %	841	順調
自立訓練(利用量(人日分/月)	304	140	46. 1 %	340	82	24.1 %	376	やや 遅れ ている
自立訓練(機能訓練)	利用人数	17	9	52.9 %	19	6	31.6 %	21	やや 遅れ ている
自立訓練(生活訓練)	利用量(人日分/月)	1, 129	873	77.3 %	1, 148	727	63.3 %	1, 168	概ね順調
活訓練)	利用人数	57	51	89.5 %	58	40	69.0 %	59	概ね 順調
就労移行支援	利用量(人 日分/月)	2, 285	2, 021	88.4 %	2, 477	1, 637	66.1 %	2, 688	概ね 順調
行 支 援	利用人数	119	119	100.0 %	129	92	71.3 %	140	概ね 順調
就労継続	利用量(人日分/月)	1, 420	2, 583	181.9 %	1, 680	3, 013	179.3 %	1, 940	順調
就労継続支援(A型)	利用人数	71	100	140.8 %	84	149	177.4 %	97	順調



++ı	サービス種別		H24		H25			H26	=±/#=
9-0			実績	達成	見込み	実績	達成	見込み	評価
就労継続支援(B型)	利用量(人日分/月)	6, 987	7, 292	104.4 %	7, 515	7, 801	103.8 %	8, 043	順調
(援(B型)	利用人数	397	383	96.5 %	427	449	105. 2 %	457	順調
療養介護	利用人数	49	46	93.9 %	50	46	92.0 %	50	順調
短期	利用量(人	735	866	117.8 %	798	813	101.9 %	868	順調
短期入所	利用人数	105	98	93.3 %	114	92	80.7 %	124	概ね順調

【取組内容・評価・課題等】

- ・「生活介護」については、事業所が増加(平成24年度:20箇所→平成25年度:26箇所)したことにより、平成24年度から25年度にかけて利用量・利用人数が見込みを上回っています。
- ・「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」については、施設や作業所において、 リハビリや入浴、排せつ及び食事などの自立した日常生活のための訓練を 必要とする障がい者が少なく、介護、家事の援助、創作的活動などを行う 「生活介護」の利用量・利用人数が増加したこと、就労の機会等を通じて、 生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障がい者が「就 労継続支援B型」などを利用したことから、平成24年度から25年度にか けて利用量・利用人数が見込みを下回っています。
- ・「就労移行支援」については、「就労継続支援(A型)」が事業所の増加により、利用量・利用人数が増えたこと、また、特別支援学校卒業者における一般就労が増加(特別支援学校の卒業生の利用者が減少)したことなどから、就労移行支援の利用者が平成24年度から25年度にかけて利用量・利用人数が見込みを下回っています。



- ・「就労継続支援(A型)」については、事業所が増加したことにより、平成24年度から25年度にかけて利用量・利用人数が見込みを大きく上回っています。
- ・「短期入所」については、一人あたりの月間平均利用日数(平成21年4月から平成23年9月:7日)をもとに24年度から26年度の利用人数見込みを算出していましたが、24年度から25年度における一人あたりの月間平均利用日数の実績は9日で、見込みより長く入所される利用者が多く、利用を希望しても施設に空きがなく利用できない場合があったため、実利用人数は平成24年度から25年度にかけて見込みを下回っています。
- ・今後も、サービス利用者の利用実態やサービス提供事業所の動向を踏ま えて、利用量を見込む必要があります。

ウ 居住系サービス

【進捗状況】

サービス種別		H24			H25			H26	評価
9-62	(生力)	見込み	実績	達成	見込み	実績	達成	見込み	計画
共同生活援	 						 		
助(グルー							 		
プホーム)	利用人数								we are
共同生活介	(人分/	348	322	92.5 %	363	339	93.4 %	379	順調
護(ケアホー	月)								
L)									
₩=0.3 =r	利用人数								
施設入所	(人分/	401	408	101.7 %	396	397	100.3 %	391	順調
支援	月)								

【取組内容・評価・課題等】

・「共同生活援助 (グループホーム)」・「共同生活介護 (ケアホーム)」について、施設入所者の中で、グループホーム等への移行が可能な障がい者に対して、個別指導・訓練を行うなど、施設入所者の地域移行に取り組んでおり、平成24年度から25年度にかけて概ね見込みどおりの実績となっています。



- ・「施設入所支援」については、地域生活への移行の促進により、見込みど おり実績が減少しています。
- ・今後も、自立支援協議会「相談支援部会」を活用して関係機関と地域移行に向けた検討を行うとともに、更なる地域移行を促進するため、サービスの利用意向を踏まえ、利用人数を見込む必要があります。

エ 相談支援系サービス

【進捗状況】

サービス種別		H24			H25			H26	評価
<i>,</i> – L	个作生力!	見込み	実績	達成	見込み	実績	達成	見込み	計順
計画相談支援	利用人 数(人分 /月)	40	4	10.0 %	83	19	22.9 %	125	やや遅れ ている
地域移行支援	利用人 数(人分 /月)	2	1	50.0 %	2	0	0 %	2	やや遅れ ている
地域定着支援	利用人 数(人分 /月)	2	2	100.0 %	2	4	200.0 %	2	順調

【取組内容・評価・課題等】

- ・「計画相談支援」については、指定特定相談支援事業所や県主催の相談支援後事者初任者研修を受講してサービス等利用計画を作成する相談支援専門員数が十分ではなく、平成24年度から25年度にかけて見込みを下回っていますが、市内のサービス事業者に対して、「計画相談支援」についての説明会を開催するなど、理解促進に努めるとともに、利用者への更なる周知啓発を図っているところです。
- ・「地域移行支援」については、平成25年度は入所施設や精神病院などから 地域生活への移行が可能な長期入院者が少なかったことから、利用実績が ありませんでした。
- ・単身で生活する障がい者を対象とした「地域定着支援」については、平成 24 年度から 25 年度にかけて見込みを上回る利用がありました。



・今後も、引き続き、計画相談支援の理解促進に努めるとともに、相談支援部会において、地域生活への移行・定着に向けた検討が必要です。

(3)地域生活支援事業

地域生活支援事業等の必要見込量等は、国の基本指針に基づき、第2期計画 中における利用者数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘 案して利用量の見込みを設定しています。

(※地域生活支援事業の実績について,平成24年度は平成25年3月時点の実績,平成25年度は平成26年3月時点の実績を掲載しています。)

【進捗状況】

事業科	活 Dil		H24		H25			H26	評価
尹未作	生力	見込み	実績	達成	見込み	実績	達成	見込み	百十1四
【相談支援】									
障がい者相	実施見込	7	7	100.0 %	8	7	87.5 %	8	概ね
談支援事業	(箇所)	,	,	100.0 /0	0	, , , ,	01.5 /0	0	順調
基幹相談支援センター	設置有無	無	無	-	有	無	-	有	やや遅 れてい る
市町村相談 支援機能強 化事業	実施有無	実施	実施	100.0 %	実施	実施	100.0 %	実施	順調
【成年後見制』	度利用支援事	業】							
成年後見制 度利用支援 事業	利用人数	1	0	О %	2	0	0 %	4	やや遅 れてい る
【コミュニケー	ション支援事	業】							
手話通訳・ 要約筆記者 派遣事業	利用人数	89	97	109.0 %	92	97	105.4 %	95	順調
手話通訳者設置事業	設置数	2	2	100.0 %	2	2	100.0 %	2	順調



第2章 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の実績・課題等

事業科	活 Dil		H24		H25			H26	===
尹未↑	テベビが		実績	達成	見込み	実績	達成	見込み	評価
【日常生活用	【日常生活用具給付等事業】								
介護·訓練 支援用具		3	3	100.0 %	3	3	100.0 %	3	順調
自立生活支援用具		8	5	62.5 %	8	7	87.5 %	8	 概ね 順調
	給付	4	3	75.0 %	4	5	125.0 %	4	順調
情報意思疎通支援用具	見込み (件/月)	10	9	90.0 %	10	9	90.0 %	10	順調
 排泄管理支 援用具		67	66	98.5 %	67	66	98.5 %	67	順調
居宅生活動作補助用具		1	0	О %	1	1	100.0 %	1	順調
【移動支援事	業 】								
移動支援事業	利用量 (時間/ 月) 利用人数	2, 519 257		160. 1 % 130. 7 %	3, 067		149. 3 % 104. 7 %	3, 744	順調
	(人/月)								
【地域活動支地域活動支地域活動支援センター	設置数	15	16	106. 7 %	15	15	100.0 %	15	順調
(宇都宮市 利用分)	(人/月)	220	196	89.1 %	220	223	101.4 %	220	順調
地域活動支援センター	設置数	1	1	100.0 %	1	1	100.0 %	1	順調
(他市町利用分)	(人/月)	1	0	О %	1	1	100.0 %	1	順調



車 ** 1	番 무 미		H24			H25		H26	評価
争未作	事業種別		実績	達成	見込み	実績	達成	見込み	計画
【障がい児等類	寮育支援事業]							
障がい児等									
療育支援事	箇所数	1	1	100.0 %	1	1	100.0 %	1	順調
業						 			
【福祉ホーム	事業】								
福祉ホーム	設置数	2	2	100.0 %	2	2	100.0 %	2	順調
	·*					! ! !			
【訪問入浴サー	!					I			
訪問入浴サ		17	17	100.0 %	19	18	94.7 %	21	順調
一ビス事業	(人/月)					! ! ! !			
【日中一時支持	援事業】	T				.			
	利用量	1, 824	1, 897	104. 0%	2, 121	2, 318	109.3 %	2, 466	順調
日中支援型	(回/月)	·				i i i i 		·	
	利用人数	283	308	108. 8%	314	328	104.5 %	348	順調
	(人/月)	200	000	100.0/0	011	1	104.0 /0	010	//(R ()/P)
	利用量	1 516	1 /197	98.1 %	1 639	1 53/	03 7 %	1, 769	順調
放課後	(回/月)	1, 510	1,401	90.1 /0	1,000	1,004	90.1 /0	1, 703	川只 i i i
支援型	利用人数	000	900	00.0.0	050	000	00.0.0	070	概ね
	(人/月)	222	206	92.8 %	250	443	89.2 %	278	順調
	利用量	0.1	77	OF 1 0/	01	7.7	OF 1 0/	0.1	네즈 등用
医病的上文	(回/月)	81	77	95.1 %	81	77	95.1 %	81	順調
医療的ケア	利用人数	0.0	10	70 1 2	0.0	000	04.6.0	0.0	概ね
	(人/月)	26	19	73.1 %	26	22	84.6 %	26	順調

【取組内容・評価・課題等】

- ・「相談支援」については、「基幹相談支援センター」の設置が遅れていますが、いつでも身近な場所で総合的な支援が受けられるよう、センターの設置も含め、相談支援体制の強化に向けて検討を進めています。
- ・「成年後見制度利用支援事業」については、成年後見制度を利用する際に、 家裁への申立人がいない場合、市長が申立を行うことができ、また、成



年後見人等の報酬の負担が困難な方に対して、その費用を助成する事業でありますが、平成24年度から25年度にかけて対象となる方からの相談がほとんどなく、利用実績はなかったことから、宇都宮市社会福祉協議会が実施している「法人後見事業」(宇都宮市社会福祉協議会が家庭裁判所の選任により、成年後見人として就任する事業)と合わせて制度の周知を図るなど、更なる啓発が必要です。

- ・「コミュニケーション支援事業」については、日常生活における意思疎通 支援の機会保障の法整備が進み、手話通訳者派遣事業が平成24年度から 25年度にかけて見込みを上回る実績となっています。
- ・「日常生活用具給付等事業」については、概ね見込みどおりとなっています。
- ・「移動支援」については、平成23年10月から「同行援護」(視覚障がい者が対象)が創設されたことに伴い、「移動支援」の利用から「同行援護」の利用へと対象者の移行を進めており、平成24年度は「同行援護」への移行が進んでいませんでしたが、平成25年度は順調に進み、見込みどおりの実績となっています。
- ・「日中一時支援事業」については、概ね見込みどおりの実績となっています。
- ・今後とも、サービス利用者の利用実態や利用意向を踏まえて、地域生活 支援事業の充実を図る必要があります。

6 課題の総括

1から5を踏まえ、第4期計画策定に向けた本市における課題を総括します。

(1) 地域生活への移行

移行者数の伸びが停滞していることから, 更なる住まいの場や相談支援体制など地域生活を支援する体制を充実するとともに, また, 安心して地域生活に移行できるよう, 今後とも必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制を充実する必要があります。

(2) 一般就労への移行

更なる一般就労への移行を進めるため、関係機関や企業と就労支援に関す



る情報共有を継続して行うとともに、今後とも、就労系サービスの利用状況 や利用者ニーズを適切に踏まえ、一般就労に結び付ける就労支援の充実が必要 です。

(3) 障がい福祉サービス

ア 訪問系サービス

事業者に対して各種研修会等に関する情報提供を継続して行うなど,今後とも必要な訪問系サービスが受けられるサービス体制の確保が必要です。

イ 日中活動系サービス

障がい特性や利用者の心身の状況に合わせた日中活動の場の充実など,今後 とも在宅の障がい者の地域生活を支援する体制の充実が必要です。

ウ 居住系サービス

更なる地域移行を促進するため、地域移行の受け皿となる住まいの場の確保 が必要です。

エ 相談支援系サービス

計画相談支援の理解促進,地域生活への移行・定着に向けた更なる相談支援の充実が必要です。

オ 障がい児支援系サービス

障がい児が必要な支援を身近な場所で受けられるよう,サービス提供体制の 充実が必要です。

(4) 地域生活支援事業

障がい者やその家族が身近な場所で気軽に相談できるよう, 更なる地域における相談支援体制の充実を図るとともに, 成年後見制度の利用を促進するため, 更なる制度の周知啓発に取り組む必要があります。



第3章 計画の基本理念等

1 計画の基本理念

「障害者基本法」や「障害者総合支援法」の趣旨を踏まえて策定された「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」の基本理念である「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会」の実現を目指し、また、国の基本指針に即し、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を図るための「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」を策定します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者,知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって十八歳以上の者並びに障がい児とし、より一層のサービスの充実に努めます。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図るとともに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援, 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活



支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(法律や制度に 基づかない形で提供されるサービスをいいます。)の提供等、地域の社会資源 を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、「1 計画の基本理念」 や第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の課題等を踏まえ、次に掲げる点に 配慮し、目標値の設定や見込量の確保に努めます。

(1) 必要な訪問系サービスの確保

訪問系サービス(居宅介護,重度訪問介護,同行援護,行動援護,重度障がい者等包括支援)の充実を図り、必要な訪問系サービスの確保に努めます。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保

希望する障がい者等に日中活動系サービス(療養介護,生活介護,短期入所,自立訓練,就労移行支援,就労継続支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス)の確保に努めます。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに,地域移行支援及び地域定着支援等の推進により,入所等から地域生活への移行を進めます。また,必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを確保することによって,障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるように努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への 移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには,



障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに,これらのサービスの適切な利用を支え,また,各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障がい福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、必要な施策を確保するとともに、これらの取組を効果的に進めるため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実に努めます。

また、相談支援体制の構築が進むことに伴い、施設入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、地域移行支援に係るサービス提供体制の確保を図るとともに、地域生活へ移行した後の地域の定着はもとより、地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に努めます。

そして,これらの相談支援の提供体制を確保するため,障がい者自立支援協議会を活用しながら,相談支援に係る課題の情報共有,関係機関との連携・強化を図ります。

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第二条第二項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供 が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなけ ればならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状 況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づ く障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、 教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対し て、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する 体制の構築を図ることが重要です。

よって、障がい児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく 障がい児通所支援についても第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画に定め、 当該計画に沿った取組を進めるよう努めます。



第4章 平成29年度の目標値の設定

本市では、第1期から第3期計画において、施設に入所している障がい者の 地域生活への移行や、福祉施設を利用している障がい者の一般企業などでの就 労に向けた移行について目標設定を行い、さらに目標を達成するための方策を 定め、取り組んできました。

第4期計画においても、国の基本指針に即しつつ、これまでの進捗状況の分析結果を踏まえ、新たに目標値を設定するとともに、目標を達成するための取組を推進していきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【本市の目標設定】

① 入所施設から地域生活への移行平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者(397人)の7%以上(28人以上)が地域生活へ移行することを目指します。

② 施設入所者数の削減

平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者 (397 人) から 4%以上 (16 人以上) 削減することを目指します。

【国・市の目標値】

項目	国	市
①入所施設	<u>平成 29 年度末</u> までに, <u>平成 25</u>	<u>平成 29 年度末</u> までに, <u>平成 25</u>
から地域	<u>年度末時点</u> の施設入所者の	<u>年度末時点</u> の施設入所者の
生活への	12%以上を地域生活へ移行	7%以上を地域生活へ移行
移行		
○ 歩 弛 フ 示	平成29年度末の施設入所者数	平成 29 年度末の施設入所者数
②施設入所 者数の削	を <u>平成25年度末時点</u> の施設入	を平成 25 年度末時点の施設入
一番数の削り	所者数から	所者数から
<i>小</i> 攻	4%以上削減	4%以上削減

(1) 国の目標値設定の考え方

①・②について、平成17年10月1日時点から平成24年度末の平均伸び率をベースに目標設定しています。



(2) 市の目標値設定の考え方

①について、本市においては、現在入所している入所者の重度者の割合が全国平均よりも高いことを考慮するとともに、平成23年度から25年度の状況を勘案すると、年間およそ5人程度の地域移行が見込まれます。この見込みを踏まえつつ、今後、さらなるグループホームの整備促進、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化を通じ、平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を平成25年度末の施設入所者(397人)の7%以上(28人以上)と設定します。

②について、本市においては、①と同様、現在入所している入所者の重度者の割合が高いことを考慮すると、年間およそ3人の削減が見込まれます。この見込みを踏まえ、平成29年度末時点での施設入所者を平成25年度末時点の施設入所者(397人)から、4%以上(16人以上)削減すると設定します。

【目標達成に向けた取組】

グループホームは、地域生活移行者の受け皿として重要な役割を果たすことから、運営する法人に対する施設整備等の支援を充実し、整備を促進します。また、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化を図るとともに、相談支援事業所などで構成する自立支援協議会相談支援部会において、事例検討会の開催等により地域生活への移行・定着を推進します。

必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実を図り, サービス等利用計画を活用して,実施状況の把握による地域移行を促進します。

〇 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」の目標値については、国の基本 指針に基づき、都道府県が策定する障害福祉計画に設定するものです。

(参考:国の目標値)

入院後3か月	平成29年度末における入院後3か月時点の退院率を
時点の退院率	64%以上とする
入院後1年時	<u>平成29年度末</u> における入院後1年時点の退院率を
点の退院率	91%以上とする
	<u>平成29年度末</u> までに、入院期間が1年以上の長期在院者数を
長期入院者数	<u>平成24年6月末時点</u> から
	18%以上削減する



2 地域生活支援拠点等の整備

【本市の目標設定】

平成 29 年度末までに, 一つの地域生活支援拠点等を整備することを目指します。

【国・市の目標値】

	国	市
地域生活	<u>平成29年度末</u> までに,少なくと	<u>平成29年度末</u> までに, 一つ の地
支援拠点	も一つ以上 の地域生活支援拠点	域生活支援拠点等を整備
等の整備	等を整備	

(1)国の目標値設定の考え方

今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、地域において求められている相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を強化すること、その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要であることから、平成29年度末までに少なくとも一つ以上の拠点等を整備することを基本としています。ただし、拠点の整備としてではなく、地域において既存の施設・事業者が機能を分担して担う面的な機能整備によることも可能であり、その際には、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されていることが求められます。

(2) 市の目標値設定の考え方

国の考え方を踏まえながら、基幹相談支援センターを中核として、グループホームや短期入所等の地域の社会資源との機能の連携により、面的な整備を推進します。

【目標達成に向けた取組】

地域生活への移行・定着に向けた地域支援機能を強化するため、必要な在宅 サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域 生活での居住支援機能を強化するため、グループホームの整備を促進します。 さらに、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制を強化し、基幹相 談支援センターにおいて、グループホームや短期入所等の利用をマネジメント する機能の充実を図り、地域において効果的な支援ができる体制整備を推進し



ます。

3 福祉施設から一般就労への移行等

【本市の目標設定】

① 一般就労への移行

平成 29 年度末における一般就労への移行を平成 24 年度実績 (39 人) の **2 倍** 以上 (78 人以上) とすることを目指します。

② 就労移行支援事業の利用者数

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末 (92 人) の利用者から 6 割以上増加 (147 人以上) とすることを目指します。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

平成29年度末における事業所ごとの就労移行率について,就労移行支援事業所のうち,就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

【国・市の目標値】

	术╚◢	
項目	玉	市
(1) 4H, 4h, W	平成29年度末における一般就	平成 29 年度末における一般就
①一般就労	労への移行を平成24年度実績	労への移行を平成 24 年度実績
への移行	の	Ø
	2 倍以上	2 倍以上
②就労移行	平成29年度末における就労移	平成 29 年度末における就労移
支援事業	行支援事業の利用者を平成 25	行支援事業の利用者を <u>平成 25</u>
ス 仮 争 系 の 利 用 者	<u>年度末</u> の利用者から	<u>年度末</u> の利用者から
数数	6割以上増加	6 割以上増加
数		
③就労移行	事業所ごとの就労移行率につ	事業所ごとの就労移行率につ
支援事業	いて、就労移行支援事業所の	いて, 就労移行支援事業所のう
ア 次 後 争 来 所 の 就 労	うち, 就労移行率が 3 割以上	ち,就労移行率が <u>3割以上</u> の事
	の事業所を	業所を
移行率	全体の5割以上	全体の5割以上



(1) 国の目標値設定の考え方

①から③について、今後も、就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を推進していくことが重要であるという観点から、直近の実績等を踏まえて目標設定しています。

(2) 市の目標値設定の考え方

①について、本市における平成 21 年度から 25 年度の状況が今後も続くとした場合、年間約 7 人の一般就労移行者数が見込まれます。この見込みを踏まえつつ、より一層の一般就労移行者数の増加に向け、今後、自立支援協議会就労支援部会の活用、関係機関や企業との意見交換による就労支援策の充実などの取組を通じ、平成 29 年度末までに平成 24 年度実績(39人)の 2 倍以上(78人以上)と設定します。

②について、本市においては、就労継続支援事業A型の利用者の増加に伴い、今後も就労移行支援事業の利用者数は、横ばいまたは減少が見込まれます。今後、より一層、就労移行支援事業の利用を促進するため、成功事例の報告会や事例検討会の開催等による一般就労への移行推進、関係機関・企業との意見交換による就労支援策の充実などの取組を通じ、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者を平成25年度末(92人)から6割以上増加(147人以上)とする目標を設定します。

③について、各事業所における就労移行率については、本市における過去の実績から、今後の就労移行率を見込むことは困難でありますが、②と同様な取組を通じ、就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所を、平成29年度末までに全体の5割以上とする目標を設定します。

【目標達成に向けた取組】

就労移行支援事業の利用者を対象に職場体験実習を実施するほか,企業等に対する障がい者雇用の理解促進や,一般就労に向けた就労体験等を行う企業の開拓を推進し,障がい者の雇用を促進します。

就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター,ハローワークなどで構成する自立支援協議会就労支援部会においては,事業所職員に対する就労支援に係る説明会の開催や就労希望者の情報共有に取り組むとともに,成功事例の報告会や事例検討会の開催等により,一般就労への移行を推進するほか,関係機関・企業との意見交換による就労支援策の充実を図ります。



また、利用可能な対象者における「就労移行支援事業」の適切な利用に向けた事業所への周知や、サービス等利用計画を活用し、実施状況の把握による更なる「就労移行支援事業」の利用を促進します。



第5章 障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び見込量確保の方策

本市では、第1期から第3期計画において、障がい福祉サービス等の種類ご との必要な量の見込みを設定し、その見込量を確保するための方策に取り組ん できました。

第4期計画における、必要なサービス見込量については、国の基本指針に基づき本市の第3期計画の進捗や課題を踏まえ、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の動向、今後の市の取組などを勘案し、必要な見込量を設定するとともに、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

1 訪問系サービス

(1) 実施に関する考え方

訪問系サービスについては、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、サービスを必要とする人に必要なサービスの提供を確保する観点から、直近の利用者の実績等を配慮して、見込量を設定します。

なお、サービス見込量は、国の基本指針に即して、訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)を一括して見込みます。

【第4期計画の見込量】

サービス種別	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護,重度	利用量	19, 104	19, 686	20, 318
訪問介護, 同行	(時間分/月)	19, 104	19, 000	20, 310
援護,行動援	工山口 1 米 L			
護、重度障がい	利用人数	695	724	757
者等包括支援	(人/月)			

(2) 見込量確保のための方策

必要なサービスが受けられるサービス提供体制の充実に向けて,事業者に対する各種研修会等の情報提供を行い,専門的人材の確保やサービスの質の向上を支援するとともに,在宅医療を含む地域療養支援体制との連携強化を図ります。



また,基幹相談支援センターを中核とした相談支援の強化により,必要な在宅サービスが受けられるよう,相談支援体制の整備を推進します。

2 日中活動系サービス

(1) 実施に関する考え方

日中活動系サービスについては、障がい者が自立した生活を送れるよう、障がい者の日常生活に必要な能力・知識等の向上を図る訓練や生産活動、創作活動の場を提供するサービス、一般就労への移行、社会参加を促進するためのサービス等の充実を図るとともに、施設での介護を必要とする障がい者へのサービスを確保する観点から、事業所の増加や利用者の重度化、サービスの特性等を考慮して、見込量を設定します。

また,就労移行支援は,福祉施設から一般就労への移行等に係る数値目標 を踏まえ,見込量を設定します。

【第4期計画の見込量】

サービス種別	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
廾江△莊	利用量 (人日分/月)	17, 719	17, 895	18, 071
生活介護	利用人数 (人分/月)	904	913	922
自立訓練	利用量 (人日分/月)	117	117	117
(機能訓練)	利用人数 (人分/月)	7	7	7
自立訓練	利用量 (人日分/月)	895	895	895
(生活訓練)	利用人数 (人分/月)	44	44	44



サー	ビス種別	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
±+ ₩	19 /二 → 4回	利用量 (人日分/月)	2, 060	2, 419	2, 778
	移行支援	利用人数 (人分/月)	109	128	147
就労	継続支援	利用量 (人日分/月)	4, 080	4, 366	4, 488
(A 型)	利用人数 (人分/月)	200	214	220
就労	継続支援	利用量 (人日分/月)	8, 748	8, 838	8, 928
((B型) 利用人数 (人分/月) 486		486	491	496
療	養介護	利用人数 (人分/月)	47	47	47
	ᇩᄼᅲ	利用量 (人日分/月)	854	862	870
短期	福祉型	利用人数 (人分/月)	99	100	101
所	医療型	利用量 (人日分/月)	40	40	40
	区 /家空	利用人数 (人分/月)	10	10	10

(2) 見込量確保のための方策

障がい特性や利用者の心身の状況に合わせた日中活動系サービスの充実に 向け、各種研修会等に関する情報提供を行います。

就労系サービスについては、自立支援協議会就労支援部会において、成功事例の報告会や事例検討会の開催等により、一般就労への移行を推進するとともに、関係機関・企業との意見交換による就労支援策の充実を図ります。



また,障がい者施設の自主製品の発注促進や販路拡大等への支援,官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大により,収入の安定と雇用の創出に繋げていきます。

短期入所については,基幹相談支援センター等における利用状況の情報共有により,受入体制の確保を図ります。

3 居住系サービス

(1) 実施に関する考え方

居住系サービスについては、障がい者の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、障がい者の住まいの場のひとつとしてグループホームを選択できるよう、施設入所者の地域生活への移行に対応したサービス提供を確保する観点から、事業所の増加や利用者の重度化等を考慮して、見込量を設定します。

共同生活援助(グループホーム)は、数値目標において、地域移行者数の目標値を設定していることから、地域移行を希望する者のうち、グループホーム利用の意向がある者の割合を考慮して、見込量を設定します。

また,施設入所支援は,施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標を踏まえ,見込量を設定します。

【第	4期記	計画の	見込	量
1 21 1	エフソナ	11 1551 * /		=

サービス種別	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助(グループホーム)	利用人数 (人分/月)	363	378	393
施設入所支援	利用人数 (人分/月)	391	386	381

(2) 見込量確保のための方策

更なる地域移行を促進するため、法人に対する施設整備等の支援によるグループホームの整備を促進します。

また,必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実を 図るとともに,基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化による 地域移行を支援していきます。



さらに、自立支援協議会相談支援部会における、事例検討会の開催等による 地域生活への移行・定着を推進します。

4 相談支援系サービス

(1) 実施に関する考え方

相談支援系サービスについては、障がい者が適切なサービスを利用できるよう、サービス等利用計画作成に必要な体制の確保や、地域移行・地域定着に対応したサービス提供の確保の観点から、事業所の増加や今後の新規利用者等を考慮して、見込量を設定します。

【第4期計画の見込量】

サービス種別	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	利用人数	104	200	225
司 凹怕談又拔 	(人分/月)	194 209		220
地世移仁士哲	利用人数	0	2	2
地域移行支援	(人分/月)	Δ	2	2
	利用人数	C	0	10
地域定着支援	(人分/月)	6	8	10

(2) 見込量確保のための方策

サービス等利用計画作成の利用者への周知徹底を図るとともに、相談支援専門員の計画作成のスキルアップに向けた事例検証や研修等を実施します。

また、地域移行支援・地域定着支援の利用促進に向けた制度の周知啓発を行うとともに、自立支援協議会相談支援部会における事例検討会の開催等による地域生活への移行・定着を推進します。

5 障がい児支援系サービス

(1) 実施に関する考え方

障がい児支援系サービスについては、障がい児が必要なサービスを受けることができるよう、障がい児及びその家族に対する効果的な支援の提供体制を確保する観点から、事業所の増加やサービスの特性等を考慮して、見込量を設定



します。

【第4期計画の見込量】

サービス種別	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
旧辛及法士恒	利用量 (人日分/月)	1, 155	1, 485	1, 840
児童発達支援	利用人数 (人分/月)	105	110	115
医療型	利用量 (人日分/月)	248	310	372
児童発達支援	利用人数 (人分/月)	31	31	31
保育所等	利用量 (人日分/月)	6	6	6
訪問支援	利用人数 (人分/月)	1	1	1
放課後等	利用量 (人日分/月)	1, 815	2, 145	2, 475
デイサービス	利用人数 (人分/月)	121	143	165
障がい児 相談支援	利用人数 (人分/月)	27	30	33

(2) 見込量確保のための方策

国や県及び事業所の動向や利用者ニーズの的確な把握に努めるとともに,障がい児相談支援事業所の充実,サービスの質の向上に向けた連絡会議や研修会を実施していきます。

また,今後ともサービス等利用計画の作成や相談支援について,保護者への 周知啓発をしていきます。



6 障がい福祉サービス事業所

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう,障がい福祉サービスにおける日中活動系サービスの平成27年度から平成29年度の見込量(利用人数)について,平成26年度におけるそれぞれの市内障がい福祉サービス事業所の定員数と比較し,必要となる市内の事業所定員数や事業所数を以下のとおり見込みます。

【市内障がい福祉サービス事業所定員数の見込み】

1						
サービス種別	平成 26 年度の	項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	定員					
生活介護	416	利用人数	406	419	432	448
(通所事業所のみ)	410	必要となる定員		3	16	32
自立訓練	30	利用人数	8	9	9	9
(機能訓練)	30	必要となる定員		△21	△21	△21
自立訓練	78	利用人数	41	42	42	42
(生活訓練)	/8	必要となる定員		△36	△36	△36
计光移汽士控	179	利用人数	95	118	144	168
就労移行支援	179	必要となる定員		△61	△35	△11
就労継続支援	250	利用人数	217	229	246	253
(A型)	230	必要となる定員		△21	△4	3
就労継続支援	584	利用人数	436	452	457	463
(B型)	504	必要となる定員		△132	△127	△121
年 世 3 元 元	53	利用人数	30	30	30	30
短期入所	ეა	必要となる定員		Δ23	△23	△23
共同生活援助	383	利用人数	332	342	367	392
(グループホーム)	303	必要となる定員		△41	△16	9



第5章 障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び見込量確保の方策

【市内障がい福祉サービス事業所数の見込み】

サービス種別	必要となる定員(平成 29 年度) / 平均定員数(1事業所あたり)	必要事業所数
生活介護 (通所事業所のみ)	32 / 17.3	2か所程度
就労継続支援 (A型)	3 / 15.0	1 か所程度
共同生活援助 (グループホーム)	9 / 6.9	2か所程度



第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

本市では、第1期から第3期計画において、地域生活支援事業の各年度における事業の種類ごとの必要な量の見込みを設定し、その見込量を確保するための方策に取り組んできました。

第4期計画においても、必要なサービス量については、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の動向、今後の市の取組などを勘案し、必要な見込量を設定するとともに、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

1 必須事業の種類及び量の見込み等

(1) 実施に関する考え方

必須事業については、相談支援事業や意思疎通支援事業、移動支援事業といった障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけらています。これらの事業を必要とする障がい者等に、効果的・効率的に事業が実施できるよう、見込量を設定します。

【第4期計画の見込量】

区分	サービス種別	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業		実施有無	有	有	有
自発	的活動支援事業	実施有無	有	有	有
相	障害者相談 支援事業	実施見込み (箇所数)	8	8	8
相談支援事業	基幹相談支援 センター	設置有無	有	有	有
業	市町村相談支援 機能強化事業	実施有無	有	有	有
	成年後見制度 利用支援事業	利用人数	3	3	3



区分	サービス種別	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	发年後見制度 人後見支援事業	実施有無	有	有	有
支 意 援 思	手話通訳·要約筆 記者派遣事業	利用件数 (人/月)	115	123	131
支援事業 通	手話通訳者 設置事業	設置人数	2	2	2
	介護・訓練 支援用具		3	3	3
日安	自立生活 支援用具		7	7	7
日常生活用具給付等事業	在宅療養等 支援用具	給付見込み	7	7	7
給付等	情報・意思疎通 支援用具	(件/月)	9	9	9
業	排泄管理 支援用具		66	66	66
	居宅生活動作 補助用具		1	1	1
手	話奉仕員養成研修事業	講習終了 見込み者数 (人/年)	58	60	62
	多動支援事業	利用量(時間/月)	2, 982	2, 982	2, 982
1:	9	利用人数	284	284	284



区分	サービス種別	項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
116 L-B >-T	₹ ↓ → ↓₩ . 	設置数	15	15	15
地 域活	動支援センター	利用人数	221	221	221
障がいり	見等療育支援事業	実施見込み (箇所数)	1	1	1
専門性の高い	手話通訳者・要 約筆記者養成研 修事業	講習終了 見込み者数 (人/年)	33	33	33
を行う者の養成研修事業時性の高い意思疎通支援	盲ろう者向け通 訳・介助員養成 研修事業	講習終了 見込み者数 (人/年)	20	20	20
う者の派遣事業専門性の高い意	盲ろう者向け通 訳・介助員派遣 事業	利用人数(人/年)	5	5	5

(2) 見込量確保のための方策

- ○理解促進研修・啓発事業については、障がい者週間における理解啓発活動や 盲導犬ふれあい教室などを実施するほか、地域における体験型出前福祉講座 や小学校における障がいへの理解促進事業の充実に努めます。
- ○自発的活動支援事業については、精神障がい者及びその家族等の団体が行う ピアサポート活動などに対する支援を行います。
- ○相談支援については,「障がい者生活支援センター」と「基幹相談支援センター」の相互連携,また,指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の資質向上など,地域における相談支援体制を充実します。
- ○成年後見制度利用支援事業については、今後とも成年後見制度法人後見支援 事業と併せて制度の周知啓発を図り、対象となる方が利用しやすい事業とな るよう努めます。



- ○成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の業務を適正に行うことができる体制を整備するため、法人後見の活用を予定している団体に対し、 研修を開催します。
- ○意思疎通支援事業については、円滑に手話通訳者等を派遣できるよう、関係 団体との連携による手話通訳者等の養成と資質向上を図り、人材の確保に努 めます。
- ○日常生活用具給付等事業については、障がい者の日常生活の質の向上が図られるよう、情報収集や関係団体との意見交換を行いながら給付品目の見直しを適宜行います。
- ○手話奉仕員養成研修事業については, 聴覚障がい者の円滑な行動と積極的な 社会活動を支援する人材を育成します。
- ○移動支援事業については、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出の支援を行い、地域での自立した生活や社会参加を促進するため、利用者のニーズを的確に把握し、利用対象者や利用方法の見直しを検討します。
- ○地域活動支援センターについては,介護給付や訓練等給付では対応しきれないニーズに柔軟に対応できる施設として,一定の地域活動支援センターを確保するとともに,事業者の安定した運営を支援していきます。
- ○障がい児等療育支援事業については、在宅の障がい児(者)の地域生活を支えるため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談、指導、障がい児の通う保育所等の職員の療育技術の指導を実施していきます。
- ○専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業については、 意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活または社会生 活を行うことができるよう、県との共同により実施していきます。

2 その他の事業の種類及び量の見込み等

(1) 実施に関する考え方

その他の事業については、市町村の判断により、障がい者等が自立した日常 生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することとされ ています。本市の実情等を踏まえ実施していく事業について、見込量を設定し ます。



【第4期計画の見込量】

区分 サービス種別		項目	平成 27	平成 28	平成 29
		グロ	年度	年度	年度
福祉ホーム事業		設置数	2	2	2
訪問入	浴サービス事業	利用人数	19	19	19
		(人/月)	19	10	13
		利用量	2, 865	3, 008	3, 098
	日中支援型	(回/月)	2, 000	0, 000	
		利用人数	418	438	451
		(人/月)	410	400	TO 1
日中一時支援事業		利用量	1, 565	1, 581	1, 597
時	放課後支援型	(回/月)	1, 505	1, 301	1, 597
		利用人数	228	230	232
事		(人/月)			
*	医療的ケア	利用量	83	83	83
		(回/月)			
		利用人数	21	21	21
		(人/月)	21	21	21
障がい	児支援体制整備	実施有無	有	有	有
巡回支援専門員整備		実施有無	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室開催等		実施有無	有	有	有
文化芸術活動振興		実施有無	有	有	有
点字・声の広報等発行		実施有無	有	有	有



区八	サービフ括別	項目	平成 27	平成 28	平成 29
区分	サービス種別 	坦 日	年度	年度	年度
奉仕員養成研修		実施有無	有	有	有
自動車運転免許取得· 改造助成		実施有無	有	有	有
障がい者虐待防止 対策支援		実施有無	有	有	有

(2) 見込量確保のための方策

- ○福祉ホーム事業については、身体上や精神上の障がいのために、居宅において日常生活を営むのに支障のある障がい者等に対し、日常生活に適する居室などの設備を持ち必要な便宜を提供する福祉ホーム事業の運営を支援します。
- ○訪問入浴サービス事業については,施設通所による入浴や自宅での入浴が困難な障がい者等の身体の清潔を保持し,心身機能の維持等を図るサービスを実施します。
- ○日中一時支援事業については、障がい者施設や特別支援学校等において、障がい児者に対する一時的な活動の場の提供や家族の一時的な休息等の確保が継続できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。
- ○障がい児支援体制整備については、子ども発達センターに保健師や看護師、 作業療法士などの専門職を配置し、子どもの発達などについての相談や子ど もの状態に応じた療育の提供を一貫して行います。
- ○巡回支援専門員整備については、家庭や保育園、幼稚園などへの訪問による 支援、研修や講演会などの実施による障がい理解の普及啓発を図ります。
- ○スポーツ・レクリエーション教室開催等については、障がい者のうつのみ やふれあいスポーツ大会や各種スポーツ講座を開催します。
- ○文化芸術活動振興については、うつのみやふれあい文化祭、わくわくアートコンクール、各種芸術・文化講座を開催します。
- ○点字・声の広報等発行については、広報「うつのみや」の点字版・音声版の 発行をはじめとした行政情報のバリアフリー化を推進します。



- ○奉仕員養成研修については、点訳、音訳奉仕員の養成事業を実施します。
- ○自動車運転免許取得・改造助成については,自動車運転免許の取得や自動 車改造に係る費用の助成を行います。
- ○障がい者虐待防止対策支援については、宇都宮市障がい者虐待防止センターにおいて障がい者に対する虐待の通報に対し迅速かつ的確に対応するとともに、虐待防止に関する広報・啓発活動の実施など、障がい者虐待防止を推進します。



第7章 計画の推進体制

1 計画内容の周知・啓発

本計画の推進にあたっては、市民や団体、事業者、関係機関等の協力を得られるよう、広報紙・ホームページへの掲載や各種団体等を通じた周知など、あらゆる機会を捉えて、効果的な周知と意識の啓発に努めます。

2 庁内推進体制

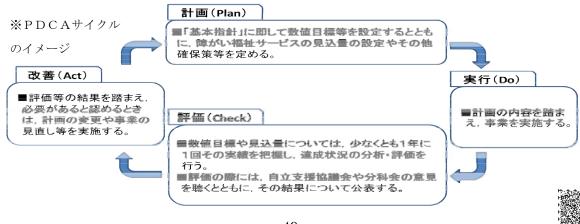
本計画を着実に推進し、障がい者福祉の向上を図るため、保健・医療、教育、 雇用に関連する市の関係部局と連携しながら事業を推進します。

3 庁外推進体制

本計画を推進していくためには、保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障がい者団体等の関係機関で構成する宇都宮市障がい者自立支援協議会を活用し、サービス提供体制の確保に係る取組や事業の充実に向けた検討を行います。

4 PDCAサイクルによる計画の点検・評価

国が示すPDCAサイクルに即し、数値目標及び各事業の進捗状況などについて、少なくとも年1回、分析・評価を行い、宇都宮市障がい者自立支援協議会及び宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会において、意見をいただくとともに、必要に応じて計画の変更や見直し等を行います。



資 料 編



第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画策定体制

付議

提言

意見聴取

反映

<庁内検討組織>

庁 議

審議・報告

関係部長等会議(必要に応じ開催)

障がい福祉サービス計画策定委員会

【委員会】

 役割 計画(案)の作成, 分野間の連携

2 構成

・委員長:保健福祉部次長 ・副委員長:子ども部次長

委員

財政課長,政策審議室長,保健福祉総務 課長,高齢福祉課長,障がい福祉課長,保 健所総務課長,保健予防課長,子ども発達 センター所長,商工振興課長,教育センタ 一所長

※ その他の関係部署等については 必要に応じて随時協議

【作業部会】

 役割 計画素案の作成 分野間の連携

2 構成

- ・部会長:障がい福祉課長補佐
- · 委員

委員会を構成する課等の担当係長等

<庁外検討組織>

宇都宮市社会福祉審議会 (障がい者福祉専門分科会)

- 1 役割 計画への提言
- 2 委員構成
 - 市議会議員
 - 社会福祉従事者
 - 学識経験者
 - 公募委員

宇都宮市障がい者 自立支援協議会

- 1 役割 課題の協議
- 2 委員構成
 - 当事者団体
 - ・ サービス提供事業者
 - 地域団体
 - 関係機関
 - 学識経験者
 - 行政

-----市民の意見の反映

障がい者に対するアンケー ト調査の実施

障がい者団体等との意見交換 会の実施

パブリックコメントの実施

(事務局) 障がい福祉課





宇都宮市障害福祉サービス計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号。)第88条に基づく障害福祉計画(以下「計画」)を策定するため、宇都宮 市障害福祉サービス計画策定委員会(以下「委員会」)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 計画の策定に関すること
 - (2) その他計画の策定に関して必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長には保健福祉部次長、副委員長には子ども部次長をもって充てる。
- 3 委員には別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を 代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(策定作業部会)

- 第5条 第2条に規定する所掌事務について調査研究及び連絡調整を行うため、委員会に 策定作業部会を置く。
- 2 策定作業部会は部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には障害福祉課長補佐を,副部会長には子ども発達センター副所長をもって充て る。
- 4 部会員は別表2に掲げる課・室の職員のうち、当該課・室長が指名する者をもって組織する。
- 5 部会長は策定作業部会を総理する。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、策定作業部会について準用する。

(庶務)

第6条 委員会及び策定作業部会に関する庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。



附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

財政課長,政策審議室長,保健福祉総務課長,高齢福祉課長,障害福祉課長,保健所総務課長, 保健予防課長,子ども発達センター所長,商工振興課長,教育センター所長

別表2 (第5条関係)

財政課,政策審議室,保健福祉総務課,高齢福祉課,障害福祉課,保健所総務課,保健予防課, 子ども発達センター,商工振興課,教育センター



策定経過

平成26年 4月	策定体制の整備
5月	国の基本指針の提示
6月	障がい者団体等との意見交換会実施
	サービス利用者及び事業者へアンケート調査を実施
	栃木県との圏域調整会議(第1回)
8月	栃木県との圏域調整会議 (第2回)
	策定委員会(第1回)
	障がい者自立支援協議会 (第1回)
10月	策定委員会 (第2回)
	社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会(第1回)
11月	障がい者自立支援協議会 (第2回)
	策定委員会 (第3回)
12月	社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会(第2回)
	パブリックコメントの実施(~1月)
平成27年 2月	策定委員会(第4回)
	障がい者自立支援協議会 (第4回)
	社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会(第3回)
	提言書の提出
平成27年 3月	栃木県との圏域調整会議(第3回)
	庁議部長会
	第4期計画策定,県知事報告



「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」 提 言 書

平成27年2月24日 宇都宮市社会福祉審議会



1 提言にあたって

本審議会は、市が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「障害者総合支援法」という。)」第88条に基づく市町村障がい福祉計画であ る「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画(以下「第4期計画」という。)」を策定 するにあたり、総合的かつ専門的な見地から意見を提言するものである。

本審議会は、障がい者福祉専門分科会において、平成26年10月21日の第1回会議 以降、3回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきた。

障がい者を取り巻く社会環境の変化として、国においては、平成26年1月、障がいのある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者権利条約」の批准を果たしたところであり、批准までの間、「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者総合支援法」や「障害者差別解消法」の制定のほか、教育・雇用・生活支援など、関連分野の法改正が進められた。特に、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」においては、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むための支援を、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げ、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲に難病等を追加し、障がい児支援の強化、グループホームの一元化、相談支援の充実など、障がい者等に対する支援の拡充が盛り込まれた。

市においては、このような法改正等の流れを捉えながら、国の基本指針に基づき、 障がい福祉サービス等の利用者・事業者の現状、障がい者や障がい特有のニーズを十 分に考慮した計画を策定し、サービス提供体制の更なる計画的な推進を図ることが求 められる。

本審議会は、このような認識のもとに、この提言をまとめたところであり、市においては、計画を策定するにあたり、この提言の趣旨を十分に踏まえるとともに、計画を推進するにあたっては、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、各障がい福祉サービス等の提供体制が十分に確保されることを期待する。



2 対応すべき課題

「第3期計画」においては、「地域生活への移行」と「一般就労への移行」を重点目標に掲げ、「地域生活への移行」については、「入所施設から地域生活への移行者数」・「施設入所者の削減数」のそれぞれの目標値の達成率が25年度までに90%を超えており、「一般就労への移行」についても、「福祉施設から一般就労への移行者数」・「就労継続支援事業利用者に占めるA型利用者の割合」のそれぞれの目標値の達成率が25年度までに120%を超えるなど、一定の成果を上げている。今後とも、障がい者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、より一層の地域生活や一般就労への移行促進に取り組む必要がある。

「第4期計画」を策定するにあたっては、「第3期計画」の実績・評価、障がい者を 取り巻く社会環境の変化、障がい福祉サービス等の利用者・事業者を対象としたアン ケート調査や関係団体との意見交換会などから導き出される課題を的確に捉え、計画 に反映しなくてはならない。

特に,アンケート調査や関係団体との意見交換会における当事者の視点に立った, 以下の課題への対応が求められる。

- ① 施設入所者の地域生活への移行を促進するため,施設入所者が住みたいと希望する地域で安心して暮らせるサービスの確保を図ること。
- ② 障がい者の地域における自立した生活を継続して支えられるよう,地域における相談支援体制の充実を図ること。
- ③ 障がい者の経済的な自立を促進するため、行政・障がい福祉サービス事業所・企業等が連携し、更なる一般就労への移行に向けた取組を充実すること。
- ④ 障がい福祉サービスを必要とする方が適切なサービスを利用できるよう, 障がい 福祉サービス事業所の資質向上に向けた支援の充実を図ること。
- ⑤ 障がい者やその家族のニーズ,事業所等の実態を十分に踏まえながら,障がい福祉サービスと併せて,地域生活支援事業の充実を図ること。



3 計画について

2であげた課題を踏まえ、以下の点に特に留意して計画を推進すべきである。

(1)施設入所者の地域生活への移行について

施設入所者が、自らが住みたいと思う地域で安心した地域生活を送れるよう、居住の場の整備を促進するなど、日常生活の支援を充実する必要がある。

特に、グループホームは、地域生活への移行にあたり、重要な役割を果たすことから、事業者に対する施設整備等の支援により、整備を促進する必要がある。また、短期入所についても、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、緊急時における受入を見据えた支援を充実していく必要がある。

(2) 地域生活支援拠点等の整備について

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者総合支援法で位置づけられている基幹相談支援センターの設置を進めるとともに、今回の計画より新たに目標として盛り込まれた地域生活支援拠点等の整備にあたっては、基幹相談支援センターを中心として、地域の社会資源を生かした拠点づくりを推進すべきである。

この拠点づくりにおいては、基幹相談支援センターが、グループホームや短期入所等の利用状況などの情報を把握しながら、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等と連携を図り、地域生活へ移行した障がい者を含め、在宅で生活している障がい者のそれぞれの状態に応じて適切なサービスにつなぐための役割を果たしていく必要がある。

(3) 福祉施設から一般就労への移行について

障がい者の一般就労をより一層促進するためには、就労を支援する関係機関と積極的に連携を図るとともに、アンケート調査や関係団体との意見交換においても求められている企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図る必要がある。また、就職した障がい者の離職を防ぎ、安心して働き続けられるよう支援する「職場定着支援事業」を引き続き実施するほか、個人の能力や障がい特性に応じた就労ができるよう、職場の体験などを実施し、企業等においても取り組みが広がるよう、施策を充実していく必要がある。



(4) 障がい福祉サービスの提供について

障がい者が住み慣れた地域での生活を実現するため、障がい福祉サービスを必要とする障がい者が適切にサービスを受けることができるよう、サービス等利用計画を十分に活用し、安心した地域生活に繋げていくことが重要である。

また、質の高いサービスを提供できるよう、県と連携を図りながら、事業所職員等のスキルアップを図るための研修を実施するとともに、障がい福祉サービス事業者に対し、講習会等の情報提供を行うなど、人材育成を支援していく必要がある。

(5)地域生活支援事業について

地域生活支援事業については、各地域の実情に応じて実施する事業であることから、 障がい者やその家族、事業者からの意見等を十分に踏まえながら、事業の充実を図る 必要がある。

特に、相談支援事業については、アンケート調査や関係団体との意見交換において相談機能の充実を求められていることから、基幹相談支援センターと既存の障がい者生活支援センターの連携を密にしながら、相談支援体制の充実・強化に努める必要がある。

また、障がい特性に応じた、円滑な情報の取得・利用ができるよう、意思疎通支援 の取り組みを充実する必要がある。

4 計画の推進にあたって留意すべき事項について

計画の推進にあたっては、以下の点に留意して取り組むことが必要である。

- 市は、福祉団体、地域団体、障がい福祉サービス事業者、保健・医療・雇用等の様々な主体と連携強化し、障がいのある人が地域で安心して生活できる支援体制の充実を図ること。
- 市は、国が示すPDCAサイクルに基づき、定期的に調査、分析及び評価を行うとともに、当審議会に結果を報告し、必要に応じて計画の修正や見直しを行うこと。

結びに、本審議会は、障がい福祉サービス等が安定的に提供される体制が確保されることにより、地域で生活している障がい者をはじめ、地域生活へ移行した障がい者が住み慣れた地域で生涯を通じて安心して暮らせる社会が実現することを期待する。



5 宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会での審議経過

【第1回】

開催日時	平成26年10月21日(火)午前10時~午前11時30分				
審議内容	・第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画の策定について				
	第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画の策定に向けた現状及				
	び課題の総括について				
	・第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画の進捗と課題について				

【第2回】

開催日時	平成26年12月18日(木)午後2時~午後3時30分
審議内容	・「(仮称) 第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」の素案につ
	いて

【第3回】

開催日時	平成27年2月18日(水)午後2時~午後3時30分				
審議内容	・宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及びパブリッ				
	クコメントにおける主な意見とその対応について				
	・「(仮称) 第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」の提言書に				
	ついて				



宇都宮市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会委員

分科会長 麦倉 仁巳

職務代理者 池本 喜代正

委員 瓜生泰

委 員 興野 憲史

委員 齋藤 公司

委 員 清水力

委員 鈴木 勇二

委員 中澤 和男

委 員 橋本 守功

委 員 檜山 和子

委 員 福田 久美子

委員 稲川 和彦 (公募)

委員 並木 由美 (公募)

(委員 五十音順)



障がい福祉サービス等に関する利用者・事業者実態調査結果(概要)

1. 調査の目的

この調査は、障がい者の生活実態や障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、第4期宇都宮市 障がい福祉サービス計画策定のための基礎資料を得ることを目的に実施した。

2. 調査の対象

利田老白は	障がい福祉サービス等の何らかのサービスを利用している者を対象に, 市が層化
利用者向け	無作為抽出した 1,340 人
東米 本点は	障がい福祉サービス等を提供する障がい福祉サービス事業所を対象に, 市が抽出
事業者向け	した 173 箇所

3. 調査の実施方法と回収状況

調査方法:郵送によるアンケート調査

調査期間:平成26年5月30日(金)~平成26年6月13日(金)

回収状況:

	発送数	回収数	回収率
利用者向け	1,340件	858 件	64.0%
事業者向け	173 箇所	123 箇所	71.1%

4. 注意点

- (1) 図中の「n」は、各設問に対する回答者の総数(無回答を除く)を表している。図中の構成 比(%)の母数はこのnを基数としている。
- (2)構成比(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示している。このため、単数回答(1つだけ選ぶ問)においても、四捨五入の影響で比率(%)を足し合わせても 100% にならない場合がある。
- (3) 複数回答 (2つ以上選んでよい問) においては、比率 (%) の合計が 100%を超える場合がある。
- (4) 図中のカテゴリの表記は語句を短縮・簡略化している場合がある。

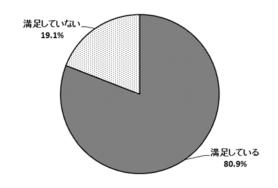


5. 利用者実態調査結果

(1) 入所施設等の満足度

入所者の8割が、入所先の施設に満足している

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
満足している	148	72.9	80.9
満足していない	35	17.2	19.1
不明	20	9.9	
サンプル数	203	100.0	n=183



・満足していない理由

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
サービスの質が悪い	5	14.3	16.1
利用者負担が高い	4	11.4	12.9
生活のしにくい場所にある	11	31.4	35.5
設備が不十分	4	11.4	12.9
その他	16	45.7	51.6
不明	4	11.4	
サンプル数	35	100.0	n=31

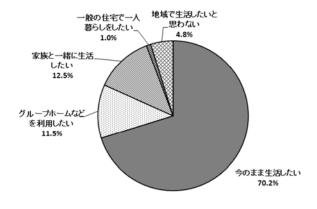
入所先の施設の満足度は、「満足している」 が80.9%となっている。

満足していない方の理由については、「生活のしにくい場所にある」(35.5%)が最も多く、次に「サービスの質が悪い」(16.1%)と続く。その他の意見としては、「グループホームでの生活を希望している」と言う意見が多い。

(2) 地域生活への移行

入所施設利用者の7割が継続を希望している

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
今のまま生活したい	73	62.9	70.2
グループホームなどを利用したい	12	10.3	11.5
家族と一緒に生活したい	13	11.2	12.5
一般の住宅で一人暮らしをしたい	1	0.9	1.0
地域で生活したいと思わない	5	4.3	4.8
不明	12	10.3	
サンプル数	116	100.0	n=104



・地域で生活したいと思わない理由

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
退所しても住む場所がない	1	20.0	20.0
同居する家族がいない	1	20.0	20.0
今入所している施設が設備や スタッフが揃っていて安心	2	40.0	40.0
退所した後, 地域での生活に 不安がある	0	0.0	0.0
その他	1	20.0	20.0
不明	0	0.0	
サンプル数	5	100.0	n=5

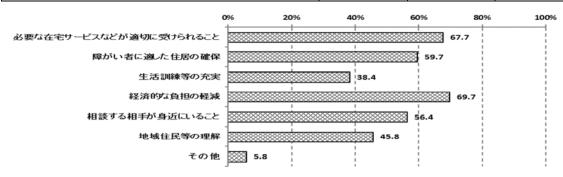
生活の拠点については、「今のまま生活したい」が 70.2%で最も多く、次に「家族と一緒に生活したい」 (12.5%)、「グループホームなどを利用したい」 (11.5%) となっている。



(3) 地域生活へ移行するために必要な支援(複数回答)

<u>退所後は「経済的な負担の軽減」や「必要な在宅サービスなどが適切に受けられること」</u> について6割以上が支援を求めている

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
必要な在宅サービスなどが適切に受けられること	467	54.1	67.7
障がい者に適した住居の確保	412	47.7	59.7
生活訓練等の充実	265	30.7	38.4
経済的な負担の軽減	481	55.7	69.7
相談する相手が身近にいること	389	45.1	56.4
地域住民等の理解	316	36.6	45.8
その他	40	4.6	5.8
不明	173	20.0	
サンプル数	863	100.0	n=690

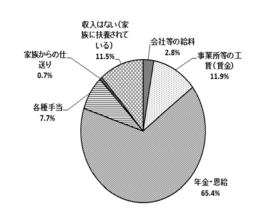


入所施設等の退所後に必要な支援については、「経済的な負担の軽減」(69.7%)、「必要な在宅サービスなどが適切に受けられること」(67.7%)で多く、「障がい者に適した住居の確保」(59.7%)、「相談する相手が身近にいること」(56.4%)でも過半数を超えている。

(4) 主な収入源

主な収入源は、「年金・恩給」が6割以上で最も多い

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
会社等の給料	16	2.3	2.8
事業所等の工賃(賃金)	69	10.0	11.9
年金•恩給	380	55.0	65.4
各種手当	45	6.5	7.7
家族からの仕送り	4	0.6	0.7
収入はない(家族に扶養されている)	67	9.7	11.5
不明	110	15.9	
サンプル数(18 歳~91 歳)	691	100.0	n=581



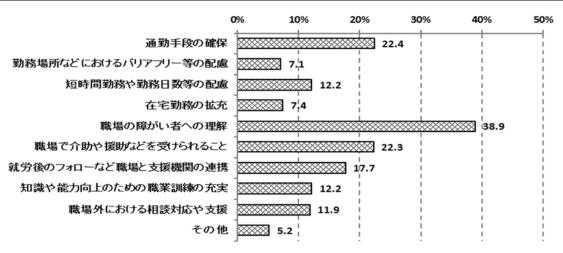
収入については、「年金・恩給」が 65.4%で最も多く、次いで「事業所等の工賃(賃金)」、が 11.9% となっている。



(5) 障がい者の就労支援に必要なこと

就労支援には、約4割が「職場の障がい者への理解」が最も必要だと思っている

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
通勤手段の確保	155	18.0	22.4
勤務場所などにおけるバリアフリー等の配慮	49	5.7	7.1
短時間勤務や勤務日数等の配慮	84	9.7	12.2
在宅勤務の拡充	51	5.9	7.4
職場の障がい者への理解	269	31.2	38.9
職場で介助や援助などを受けられること	154	17.8	22.3
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	122	14.1	17.7
知識や能力向上のための職業訓練の充実	84	9.7	12.2
職場外における相談対応や支援	82	9.5	11.9
その他	36	4.2	5.2
不明	172	19.9	
サンプル数	863	100.0	n=691



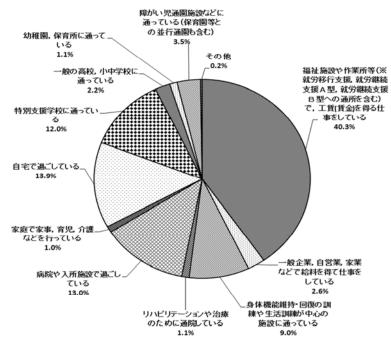
必要だと考える就労支援として、「職場の障がい者への理解」(38.9%) との回答が最も多くを占め、 続いて「通勤手段の確保」(22.4%)、「職場で介助や援助などを受けられること」(22.3%) 等の順になっている。



(6) 日中の過ごし方

日中の過ごし方は、「工賃(賃金)を得る仕事」が4割で最も多い

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
福祉施設や作業所等(※就労移行支援,就労継続支援A型,就労継続支援B型への通所を含む)で,工賃(賃金)を得る仕事をしている	324	37.5	40.3
一般企業,自営業,家業などで給料を得て仕事をしている	21	2.4	2.6
身体機能維持・回復の訓練や生活訓練が中心の施設に通っている	72	8.3	9.0
リハビリテーションや治療のために通院している	9	1.0	1.1
病院や入所施設で過ごしている	104	12.1	13.0
社会活動(ボランティアなど)を行っている	0	0.0	0.0
家庭で家事,育児,介護などを行っている	8	0.9	1.0
自宅で過ごしている	112	13.0	13.9
大学, 専門学校, 職業訓練校などに通っている	0	0.0	0.0
特別支援学校に通っている	96	11.1	12.0
一般の高校, 小中学校に通っている	18	2.1	2.2
幼稚園, 保育所に通っている	9	1.0	1.1
障がい児通園施設などに通っている(保育園等との並行通園も含む)	28	3.2	3.5
その他	2	0.2	0.2
不明	60	7.0	
サンプル数	863	100.0	n=803



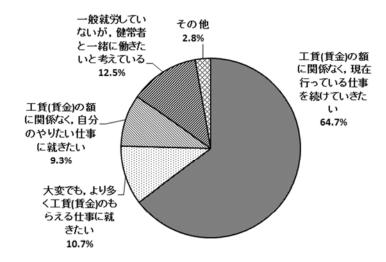
日中の過ごし方として「福祉施設や作業所等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型への通所を含む)」(40.3%)が最も多く、続いて「自宅で過ごしている」(13.9%)、「病院や入所施設で過ごしている」(13.0%)等と続いている。



(7) 現在の仕事における今後の意向

継続意向は、「現在行っている仕事を続けたい」が6割以上

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
工賃(賃金)の額に関係なく、現在行っている仕事を続けていきたい	187	57.7	64.7
大変でも, より多く工賃(賃金)のもらえる仕事に就きたい	31	9.6	10.7
工賃(賃金)の額に関係なく,自分のやりたい仕事に就きたい	27	8.3	9.3
一般就労していないが、健常者と一緒に働きたいと考えている	36	11.1	12.5
その他	8	2.5	2.8
不明	35	10.8	
サンプル数	324	100.0	n=289



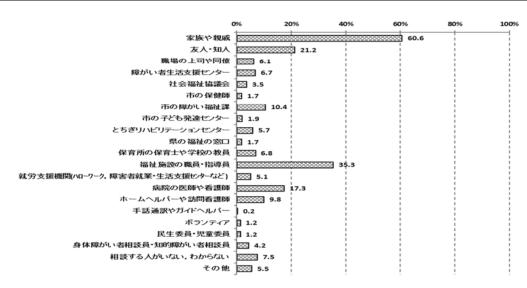
今後の仕事の続け方について、「工賃(賃金)の額に関係なく、現在行っている仕事を続けていきたい」 (64.7%)が最も多い。一方で「一般就労していないが、健常者と一緒に働きたいと考えている」(12.5%) 等の回答もある。



(8) 悩みなどの相談相手

「相談相手は、「家族や親戚」が6割

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
家族や親戚	500	57.9	60.6
友人·知人	175	20.3	21.2
職場の上司や同僚	50	5.8	6.1
障がい者生活支援センター	55	6.4	6.7
社会福祉協議会	29	3.4	3.5
市の保健師	14	1.6	1.7
市の障がい福祉課	86	10.0	10.4
市の子ども発達センター	16	1.9	1.9
とちぎリハビリテーションセンター	47	5.4	5.7
県の福祉の窓口	14	1.6	1.7
保育所の保育士や学校の教員	56	6.5	6.8
福祉施設の職員・指導員	291	33.7	35.3
就労支援機関(ハローワーク, 障害者就業・生活支援センターなど)	42	4.9	5.1
病院の医師や看護師	143	16.6	17.3
ホームヘルパーや訪問看護師	81	9.4	9.8
手話通訳やガイドヘルパー	2	0.2	0.2
ボランティア	10	1.2	1.2
民生委員·児童委員	10	1.2	1.2
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	35	4.1	4.2
相談する人がいない、わからない	62	7.2	7.5
その他	45	5.2	5.5
不明	38	4.4	
サンプル数	863	100.0	n=825



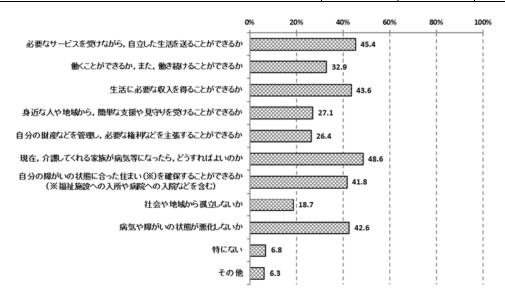
悩み等の相談相手については、「家族や親戚」(60.6%) が 6 割を占めて最も多く、次に「福祉施設の職員・指導員」(35.3%)、「友人・知人」(21.2%) 等と続いている。



(9) 将来の生活で不安に思っていること

<u>約5割が「現在,介護してくれる家族が病気等になったら,どうすればよいのか」</u> 不安に思っている

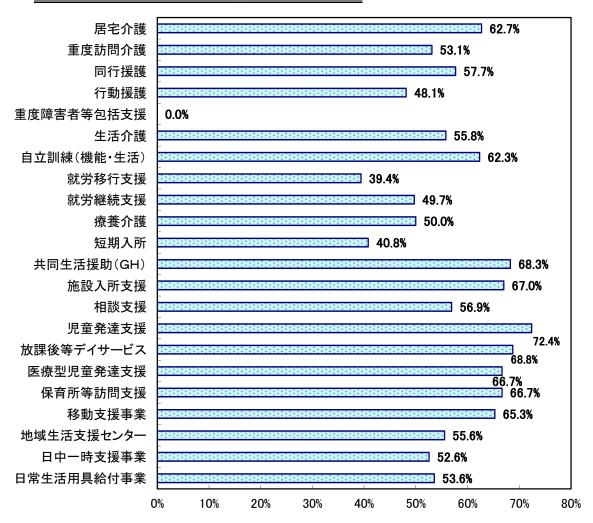
カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
必要なサービスを受けながら、自立した生活を送ることができるか	374	43.3	45.4
働くことができるか、また、働き続けることができるか	271	31.4	32.9
生活に必要な収入を得ることができるか	359	41.6	43.6
身近な人や地域から,簡単な支援や見守りを受けることができるか	223	25.8	27.1
自分の財産などを管理し、必要な権利などを主張することができるか	217	25.1	26.4
現在, 介護してくれる家族が病気等になったら, どうすればよいのか	400	46.3	48.6
自分の障がいの状態に合った住まい(※)を確保することができるか (※福祉施設への入所や病院への入院などを含む)	344	39.9	41.8
社会や地域から孤立しないか	154	17.8	18.7
病気や障がいの状態が悪化しないか	351	40.7	42.6
特にない	56	6.5	6.8
その他	52	6.0	6.3
不明	40	4.6	
サンプル数	863	100.0	n=823



将来の生活のことで不安に思っていることとして、「現在、介護してくれる家族が病気等になったら、どうすればよいのか」(48.6%)、「必要なサービスを受けながら、自立した生活を送ることができるか」(45.4%)、「生活に必要な収入を得ることができるか」(43.6%)、「病気や障がいの状態が悪化しないか」(42.6%)、「自分の障がいの状態に合った住まいを確保することができるか」(41.8%)とそれぞれ4割を占めている。



「就労移行支援」・「短期入所」の満足度が低調



(※各サービスの利用者に対し、「満足・やや満足・ふつう・やや不満・不満」で満足度を調査し、「満足・やや満足」と回答した割合。)

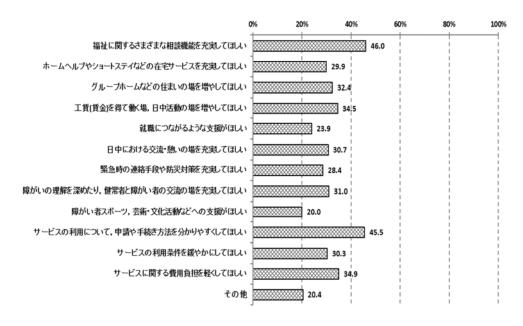
「児童発達支援」(72.4%),「放課後等デイサービス」(68.8%) など障がい児を対象としたサービスの満足度が高い。また,「共同生活援助 (グループホーム)」(68.3%), 施設入所支援 (67.0%) などの居住系サービスの満足度が高く,「就労移行支援」(39.4%),「短期入所」(40.8%) などの満足度が低くなっている。



(11) 今後、充実してほしいサービス(複数回答)

<u>「福祉に関するさまざまな相談機能を充実してほしい」「サービスの利用について、申</u>請や手続き方法を分かりやすくしてほしい」が4割以上で最も多い

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
福祉に関するさまざまな相談機能を充実してほしい	348	40.3	46.0
ホームヘルプやショートステイなどの在宅サービスを充実してほしい	226	26.2	29.9
グループホームなどの住まいの場を増やしてほしい	245	28.4	32.4
工賃(賃金)を得て働く場,日中活動の場を増やしてほしい	261	30.2	34.5
就職につながるような支援がほしい	181	21.0	23.9
日中における交流・憩いの場を充実してほしい	232	26.9	30.7
緊急時の連絡手段や防災対策を充実してほしい	215	24.9	28.4
障がいの理解を深めたり,健常者と障がい者の交流の場を充実してほしい	234	27.1	31.0
障がい者スポーツ, 芸術・文化活動などへの支援がほしい	151	17.5	20.0
サービスの利用について、申請や手続き方法を分かりやすくしてほしい	344	39.9	45.5
サービスの利用条件を緩やかにしてほしい	229	26.5	30.3
サービスに関する費用負担を軽くしてほしい	264	30.6	34.9
その他	154	17.8	20.4
不明	107	12.4	
サンプル数	863	100.0	n=756



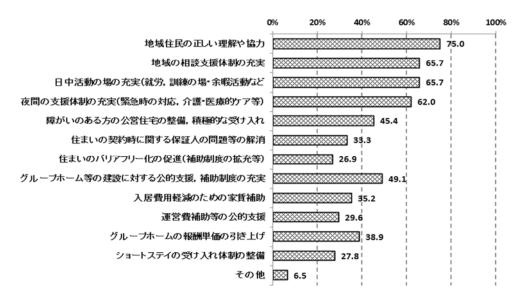
今後,充実してほしいサービスについては、「福祉に関するさまざまな相談機能を充実してほしい」が46.0%で最も多く、次に「サービスの利用について、申請や手続き方法を分かりやすくしてほしい」(45.5%)、「サービスに関する費用負担を軽くしてほしい」(34.9%)、「工賃(賃金)を得て働く場、日中活動の場を増やしてほしい」(34.5%)と続いている。



6. 事業者実態調査結果

(1) 地域生活へ移行するために必要な支援(複数回答)

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
地域住民の正しい理解や協力	81	65.3	75.0
地域の相談支援体制の充実	71	57.3	65.7
日中活動の場の充実(就労、訓練の場・余暇活動など)	71	57.3	65.7
夜間の支援体制の充実(緊急時の対応、介護・医療的ケア等)	67	54.0	62.0
障がいのある方の公営住宅の整備, 積極的な受け入れ	49	39.5	45.4
住まいの契約時に関する保証人の問題等の解消	36	29.0	33.3
住まいのバリアフリー化の促進 (補助制度の拡充等)	29	23.4	26.9
グループホーム等の建設に対する公的支援、補助制度の充実	53	42.7	49.1
入居費用軽減のための家賃補助	38	30.6	35.2
運営費補助等の公的支援	32	25.8	29.6
グループホームの報酬単価の引き上げ	42	33.9	38.9
ショートステイの受け入れ体制の整備	30	24.2	27.8
その他	7	5.6	6.5
不明	16	12.9	
サンプル数	124	100.0	n=108

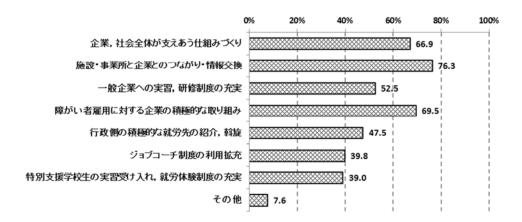


施設入所者の地域生活への移行にあたって必要だと思うこととして,「地域住民の正しい理解や協力」 (75.0%)が7割以上を占め,続いて「地域の相談支援体制の充実」「日中活動の場の充実(就労,訓練の場・余暇活動など)」が共に65.7%,「夜間の支援体制の充実(緊急時の対応,介護・医療的ケア等)」等となっている。



(2) 障がい者の就労支援に必要な支援(複数回答)

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
企業, 社会全体が支えあう仕組みづくり	79	63.7	66.9
施設・事業所と企業とのつながり・情報交換	90	72.6	76.3
一般企業への実習,研修制度の充実	62	50.0	52.5
障がい者雇用に対する企業の積極的な取り組み	82	66.1	69.5
行政側の積極的な就労先の紹介、斡旋	56	45.2	47.5
ジョブコーチ制度の利用拡充	47	37.9	39.8
特別支援学校生の実習受け入れ、就労体験制度の充実	46	37.1	39.0
その他	9	7.3	7.6
不明	6	4.8	
サンプル数	124	100.0	n=118

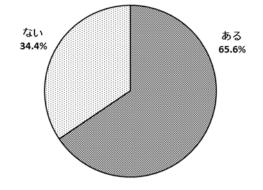


障がいのある方が就労するために必要だと思うこととして、「施設・事業所と企業とのつながり・情報交換」(76.3%)が7割以上を占め、続いて「障がい者雇用に対する企業の積極的な取り組み」(69.5%)、「企業、社会全体が支えあう仕組みづくり」(66.9%)「一般企業への実習、研修制度の充実」(52.5%)等となっている。



(3) 障がい者のサービス利用の希望に対し、受入できなかったこと(複数回答)

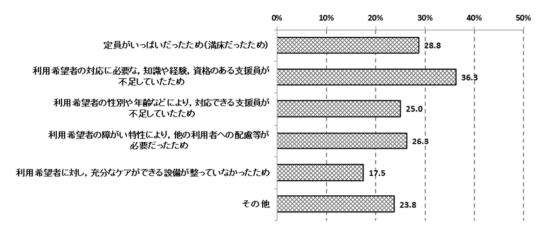
カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
ある	80	64.5	65.6
ない	42	33.9	34.4
不明	2	1.6	
サンプル数	124	100.0	n=122



「ある」65.6%,「ない」34.4%となっており,6割以上が「受入できなかったことがある」と回答。

(4) 利用者の受入ができなかった理由(複数回答)

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
定員がいっぱいだったため(満床だったため)	23	28.8	28.8
利用希望者の対応に必要な、知識や経験、資格のある支援員が不足していたため	29	36.3	36.3
利用希望者の性別や年齢などにより、対応できる支援員が不足していたため	20	25.0	25.0
利用希望者の障がい特性により、他の利用者への配慮等が必要だったため	21	26.3	26.3
利用希望者に対し、充分なケアができる設備が整っていなかったため	14	17.5	17.5
その他	19	23.8	23.8
不明	0	0.0	
サンプル数	80	100.0	n=80



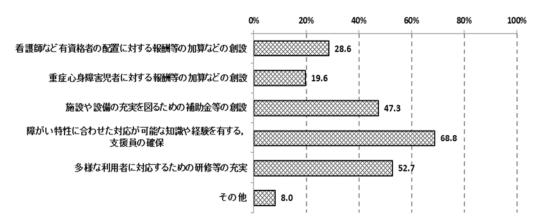
利用者の受け入れが出来なかった理由として、「利用希望者の対応に必要な、知識や経験、資格のある支援員が不足していたため」が36.3%、続いて「定員がいっぱいだったため(満床だったため)」(28.8%)、

「利用希望者の障がい特性により、他の利用者への配慮等が必要だったため」 (26.3%) 等となっている。



(5) 利用希望に可能な限り対応するため、充実すべきこと(複数回答)

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
看護師など有資格者の配置に対する報酬等の加算などの創設	32	25.8	28.6
重症心身障害児者に対する報酬等の加算などの創設	22	17.7	19.6
施設や設備の充実を図るための補助金等の創設	53	42.7	47.3
障がい特性に合わせた対応が可能な知識や経験を有する、支援員の確保	77	62.1	68.8
多様な利用者に対応するための研修等の充実	59	47.6	52.7
その他	9	7.3	8.0
不明	12	9.7	
サンプル数	124	100.0	n=112

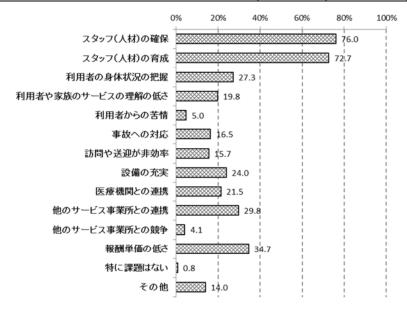


今後充実すれば良い点について、「障がい特性に合わせた対応が可能な知識や経験を有する、支援員の確保」 (68.8%) が7割近くを占め、「多様な利用者に対応するための研修等の充実」 (52.7%)、「施設や設備の充実を図るための補助金等の創設」 (47.3%) 等と続いている。



(6) 事業を運営する上での課題

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
スタッフ(人材)の確保	92	74.2	76.0
スタッフ(人材)の育成	88	71.0	72.7
利用者の身体状況の把握	33	26.6	27.3
利用者や家族のサービスの理解の低さ	24	19.4	19.8
利用者からの苦情	6	4.8	5.0
事故への対応	20	16.1	16.5
訪問や送迎が非効率	19	15.3	15.7
設備の充実	29	23.4	24.0
医療機関との連携	26	21.0	21.5
他のサービス事業所との連携	36	29.0	29.8
他のサービス事業所との競争	5	4.0	4.1
報酬単価の低さ	42	33.9	34.7
特に課題はない	1	0.8	0.8
その他	17	13.7	14.0
不明	3	2.4	
サンプル数	124	100.0	n=121

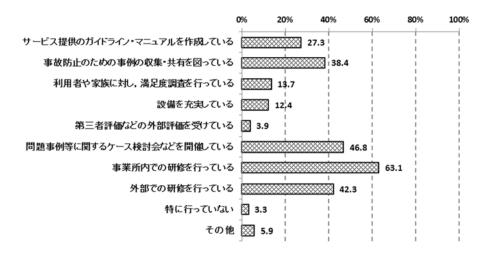


事業を運営する上での課題として、「スタッフ (人材) の確保」(76.0%)、「スタッフ (人材) の育成」 (72.7%) との回答が共に7割以上を占めている。他「報酬単価の低さ」(34.7%)、「他のサービス事業所との連携」(29.8%) と続いている。



(7) サービスの質の向上のために実施していること

カテゴリ	件数	全体(%)	除不(%)
サービス提供のガイドライン・マニュアルを作成している	42	33.9	27.3
事故防止のための事例の収集・共有を図っている	59	47.6	38.4
利用者や家族に対し、満足度調査を行っている	21	16.9	13.7
設備を充実している	19	15.3	12.4
第三者評価などの外部評価を受けている	6	4.8	3.9
問題事例等に関するケース検討会などを開催している	72	58.1	46.8
事業所内での研修を行っている	97	78.2	63.1
外部での研修を行っている	65	52.4	42.3
特に行っていない	5	4.0	3.3
その他	9	7.3	5.9
不明	0	0.0	
サンプル数	124	100.0	n=124



サービス向上のために実施していることとして、「事業所内での研修を行っている」(63.1%)が 6 割以上、続いて「問題事例等に関するケース検討会などを開催している」(46.8%)、「外部での研修を行っている」(42.3%)等と続いている。



障がい福祉サービス等の概要

区 分	サービスの内容
【訪問系サービス】	
居宅介護	居宅において入浴,排せつ及び食事等の介護,調理,洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常時介護を要する障がい者につき、居宅において 入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活 等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時にお ける移動中の介護を総合的に行う。(平成26年4月~重度の肢体不自由に 加え、重度の知的障がい・精神障がい者で行動障がいがある人に対象拡大)
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時等において、当該障がい者等に同行し、必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、必要な移動の援護及び排泄・食事等の介護等を行う。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者につき,当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護,外出時における移動中の介護,排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支 障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障 がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、 行動援護、重度訪問介護、短期入所等を包括的に提供する。



区分	サービスの内容
【日中活動系サービス】	
	障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的
	活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障がい者であって、
	常時介護を要するものにつき、主として昼間において、障がい者支援施設
生活介護	等において行われる入浴、排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等
	の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並
	びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力
	の向上のための必要な支援を行う。
	身体障がい者につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事
	業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所
自立訓練(機能訓練)	において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法そ
	の他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必
	要な支援を行う。
	知的障がい者又は精神障がい者につき、障がい者支援施設若しくはサー
	ビス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所にお
自立訓練(生活訓練)	いて、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に
	関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及
	び助言その他の必要な支援を行う。
	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用さ
	れることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動
就労移行支援	の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓
	練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後におけ
	る職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援によ
	り雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動機会の提
	供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の
	必要な支援を行う。
	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に
	雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情に
	より引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支
就労継続支援(B型)	援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の
	事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会
	の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その
	他の必要な支援を行う。



区分	サービスの内容
【日中活動系サービス】	
	病院において機能訓練,療養上の管理,看護,医学的管理の下における介護,日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき,主として昼間において,病院において行われる機能訓練,療養上の管理,看護,医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また,療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
【居住系サービス】	
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助(入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事などを含む)を行う。(平成26年4月から共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助に統合)
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ 及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活 上の支援を行う。
【相談支援】	
││計画相談支援 │ │	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者につき,障がい者の心身状況等を勘案し,利用する障がい福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに,障がい福祉サービス等の利用状況を検証し,サービス等利用計画の見直しを行う。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保 し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行う。



障がい児サービス等の概要

区分	サービスの内容				
	地域の障がいのある児童を通所させて,日常生活における基本的動作の指導,自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う。				
医療型児童発達支援	上肢,下肢または体幹機能に障がいのある児童を対象に,日常生活における基本的動作の指導,自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う。				
	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。				
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う。				



地域生活支援事業等の概要

事業名	事業の内容			
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児について,社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤,営業活動等の経済活動に係る外出及び,通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き,原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)の際の移動支援を行う。 ただし,障害者自立支援法に基づき,支給決定を受けた介護給付費等と重複する内容のサービスについては,原則として移動支援事業の対象としない。			
地域活動支援センター事業	障がい者及び障がい児に, 創作的活動又は生産活動の機会の提供, 社会との交流の促進等の支援を行う。			
訪問入浴サービス事業	単身では入浴が困難な重度身体障がい者及び重度心身障がい児に対し、定期的に訪問入浴サービスの提供を行う。			
日中一時支援事業 (日中支援型)	障がい者又は障がい児に対し、事業所等において、見守り、社会に 適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行う。			
日中一時支援事業 (放課後支援型)	特別支援学校就学中の児童及び生徒に,事業所等において,家庭や 学校以外での社会生活訓練,余暇活動を通じた協調性,社会性等の習 得を行う。			
日中一時支援事業(医療的ケア)	医療的ケアを必要とする重症障がい者又は重症障がい児に対し, 医療機関等において, 見守り, 社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行う。			
福祉ホーム事業	家庭環境,住宅事情等の理由により,居宅において生活することが 困難な障がい者(ただし,常時の介護,医療を必要とする状態にある 者を除く。)に対し,低額な料金で,居室その他の設備を利用させる とともに,日常生活に必要な便宜を供与する。			
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から,成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し,成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料,鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。			
意思疎通支援事業	聴覚, 言語機能, 音声機能, 視覚その他の障がいのため, 意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に, 手話通訳等の方法により, 障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。			



日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため,重度障がい者等に対し,自立生活支 援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。
│奉仕員養成研修	聴覚障がい者等との交流活動の促進,広報活動などの支援者として 期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員,要約 筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員,点訳又は朗読に必要 な技術等を習得した点訳奉仕員,朗読奉仕員を養成研修する。
事業	在宅の重度心身障がい者が、障がい福祉サービス等のうち日中における活動の場を提供するサービスを受けることが困難な場合に、デイケアセンターに通所し、訓練指導を行うことにより、障がい者の福祉を増進し、家庭における介護を支援する。



私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、 思いやりの心や人と人とのふれあいが、 ますます大切になってきています。

宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、 ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は 赤ちゃんからお年寄り ハンディキャップを 持った人々など すべての市民が 笑顔でことばを交わし 健康でいきいきと暮らせる 心ふれあう福祉のまちを つくります

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課

 \mp 3 2 0 - 8 5 4 0

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL (028) 632-2673

FAX (028) 636-0398

E — mail u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp

